

阿蘇市障害者福祉計画
(素案)

阿蘇市

目 次

計画策定の基本的考え方	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の基本理念	4
3 計画期間	5
障害者を取りまく現状	7
1 阿蘇市の概要	9
2 障害者の状況	10
障害福祉施策	13
1 施策の体系	15
2 重点施策	21
(1) 啓発・広報活動の充実	21
(2) 療育・教育の充実	22
(3) 相談支援の充実	25
(4) 地域生活の支援	26
(5) 保健・医療の充実	37
(6) 就労・社会参加の促進	41
(7) バリアフリーのまちづくり	46
数値目標	49
障害福祉サービス等のサービス見込み量	53
1 障害福祉サービス	55
2 指定相談支援	59
3 地域生活支援事業	60

参考資料	67
------	----

1 アンケート調査結果	69
2 策定委員名簿	105
3 策定の経緯	106
4 障害福祉関連機関一覧	107

計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国の障害者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展しています。近年においては、わが国における障害者数は年々増加傾向にあるとともに、障害の重度化や高齢化が進んでいますが、社会情勢が大きく変化する中で、障害者のニーズも複雑化・多様化しています。

こうした中、障害保健福祉施策に関する状況も大きな転換期を迎えています。平成 15 年度には障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係を維持しながら契約によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されましたが、平成 18 年度には「障害者自立支援法」が施行され、これまで独立していた身体・知的・精神の三障害に対するサービスの一元化や総合的なマネジメントが可能となったほか、これまでの応能負担から応益負担に移行されました。

阿蘇市では合併前の 2 町 1 村それぞれにおいて中長期的な計画である「障害者福祉計画」を策定済みであり、これに基づいて障害者施策を進めていましたが、「障害者自立支援法」において短期的な計画である「障害福祉計画」の策定が義務付けられたのを機に、これら 2 つの計画を合わせた「阿蘇市障害者福祉計画」として、短期的な観点と中長期的な観点を併せ持った計画として策定を行いました。

なお、今回策定する計画書は、以下の法律に基づいています。

障害者基本法第 9 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都市府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法第六十七号）第二条第四項の基本構想に則し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

障害者自立支援法第 8 8 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

本計画はこれら 2 つの計画を一体的に策定したものであり、「阿蘇市障害者福祉計画」として推進します。

支援費制度：支援費制度とは、障害を持つ利用者が、事業者との対等な関係により、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度です。

応益負担：所得とは関係なく、受けるサービスにより一定の割合で利用料を負担することです。

応能負担：所得に応じて利用料を負担することです。所得が高い人は負担が多く、所得が低い人は負担が少なくなります。

2.計画の基本理念

本計画は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の2つの基本理念のもとに、障害者の自立した生活を支援しながら、障害者福祉の原点と言われる「障害者の完全参加と平等」を基本目標とし、以下に示す3つの視点から施策を推進していきます。

障害者の自立支援

障害者が社会において主体的に参加・活動できるとともに、障害の種類や程度に応じた支援を受けることが出来る環境を整えることは、ノーマライゼーションの観点からも重要です。このため、障害者が地域で自立するために必要な支援をニーズに合わせて提供するとともに、相談支援などにより常に障害者の声を聞き、サービスの利用促進と充実に努めます。

障害者への正しい理解の推進

障害者が地域で生活し、積極的に社会参加するにあたり、障害そのものだけでなく、周囲の人々の正しい理解が不足していることが問題となっている場合が多くあります。地域において障害者の尊厳を確保し、さらに障害があっても様々な仕事や活動を行うことが出来る人が多くいることを多くの人々に知ってもらうとともに、障害や障害者について知ってもらうための広報・啓発を行い、また交流の機会を確保することにより、障害の有無にかかわらずお互いの人格と個性を尊重し、ともに支えあう共生の社会を目指します。

障害者の活躍の場の確保

交流、生きがい、社会参加といった視点から障害者の活動の場を見直し、障害者が障害の種類や程度に応じて活動、就労することができる環境を整える必要があります。就労を試みてもうまくいかない経験を持つ障害者も多くいると思われませんが、障害者の様々な能力を多くの人々が正しく理解し、障害者が適切な役割を担い、活躍できる社会を目指します。

ノーマライゼーション：すべての人々が共に、同等に生活し、活動できる社会づくりを目指す考え方

リハビリテーション：障害者のもつ可能性を活かし、生活の自立、社会参加といった全人的復権を目指す考え方

3.計画期間

計画期間は平成 18 年度から平成 23 年度までの 6 年間を計画期間とします。ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正などにより必要に応じて計画の見直しを行うことができるものとします。

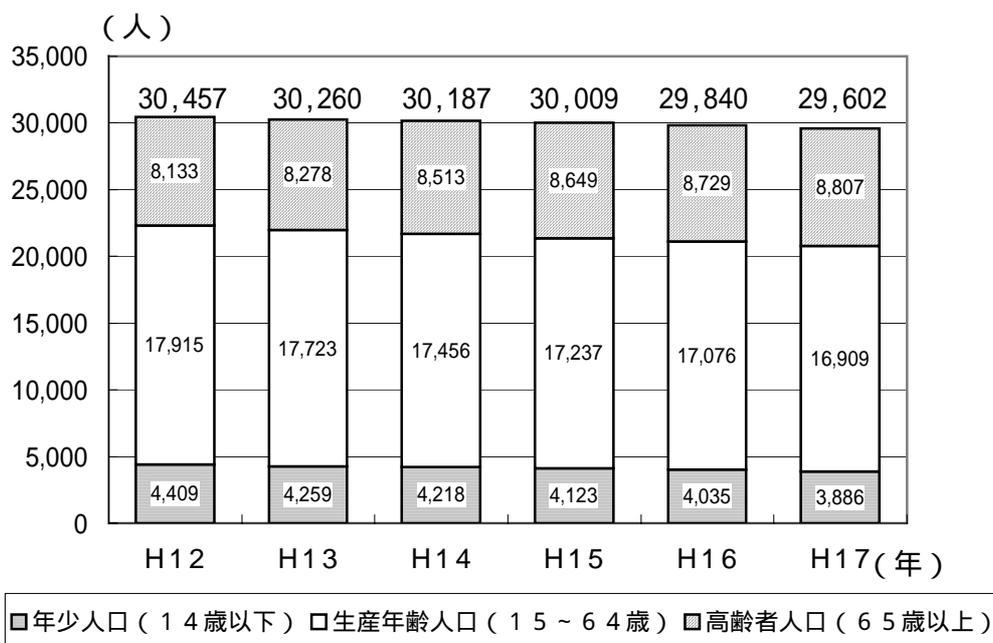
なお、本計画は、目標年度を平成 23 年度とし、第 1 期計画期間を平成 18 年度から平成 20 年度までとします。続く第 2 期計画期間については、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間とし、第 1 期計画期間の実績を踏まえて平成 20 年度中に策定します。

障害者を取りまく現状

1.阿蘇市の概要

(1)人口

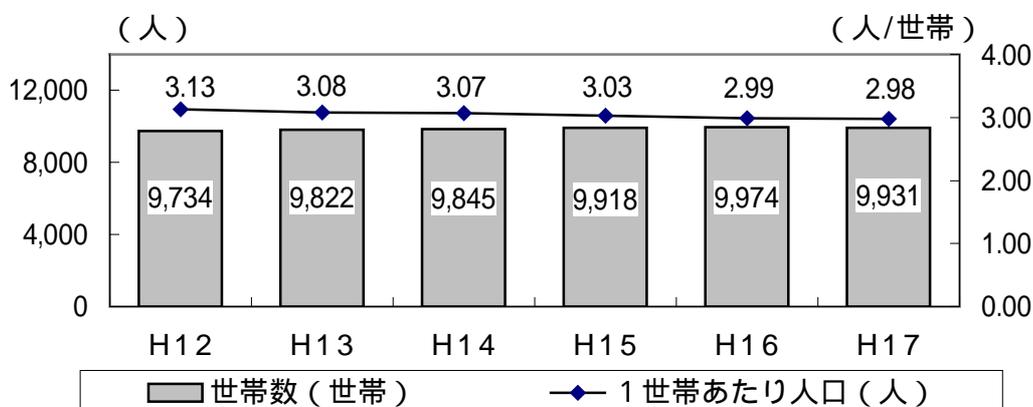
下図のグラフは阿蘇市（合併前は3町村の合計）における人口の推移です。人口は全体的に見て減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）については逆に増加しており、高齢化率を高めています。このため、今後は障害者についても高齢化が進むことが予想されます。



資料：国勢調査

(2)世帯数等

下図のグラフは阿蘇市（合併前は3町村の合計）における世帯数及び1世帯当たり人口の推移です。世帯数は平成12年から平成16年まで増加傾向にありましたが、平成17年には減少に転じています。



資料：国勢調査

2.障害者の状況

(1)手帳交付数

身体・知的・精神障害者のいずれにおいても手帳の交付を受けている人数は増加しています。主に増加しているのは、身体障害者は1・2級、知的障害者はB1・B2、精神障害者は2・3級です。

障害者手帳交付状況

	平成16年度	平成17年度
身体障害者手帳交付状況		
1・2級	870名	897名
3～6級	1,165名	1,167名
小計	2,035名	2,064名
知的障害者手帳（療育手帳）交付状況		
A1・A2	103名	104名
B1・B2	122名	141名
小計	225名	245名
精神障害者保健福祉手帳交付状況		
1級	72名	71名
2・3級	57名	74名
小計	129名	145名
合計	2,389名	2,454名

(2) 障害者の概況

計画策定にあたり、アンケート調査を行いました。この結果から、阿蘇市における障害者の概況を把握します。調査結果については巻末の参考資料に掲載しています。

身体障害者の状況

阿蘇市における身体障害者の70%以上が65歳以上の高齢者で、発症の時期も50～70代が多く、加齢に伴って障害が発生する人が多い状況です。このため、主な介助者も配偶者が多く、介護者の健康状態もあまり良くない割合が高い状況です。また高齢のため就労していない割合と、就労を希望しない割合が高い状況ですが、若い世代では就労や活動を希望する傾向にあります。

住居は93%が「持ち家」と大半を占めており、「今後改修したい」とする割合が46%と住居のバリアフリー化が望まれています。改修希望箇所は「トイレ」、「風呂」、「段差」の順で、改修に当たって困難なこととしては「金銭面」が最も多く74%の回答者が選択しています。外出に当たって困難なこととして、「困ることは無い」とした人は37%ですが、「道路の段差が怖い」が28%、「歩道が歩きにくい」が20%と道路環境の改善が求められています。

自由回答では、「道路・環境整備」、「交流等」、「広報・啓発」などに関する回答が多く見られました。

知的障害者の状況

阿蘇市における知的障害者は、年代による偏りは特にありません。

同居人は「施設やグループホームの仲間」が50%、主な介助者は53%が「施設・病院の職員」となっていることから、知的障害者は施設や病院へ入所・入院している割合が高いことがわかります。

外出にあたっては「困ることは無い」が48%を占めています。

就労状況としては約半数の方が就労しています。就労している人のうち51%は「作業所・授産施設」、10%が一般企業などの「会社員」として働いています。就労希望状況としては、「働きたくない」の割合が19%を占めているものの、「まずは訓練を受けたい」、「福祉工場」などの就労や活動を希望する割合の合計の方が高い状況です。

自由回答では、「福祉サービス」、「交流等」、「就労」に関する回答が多く見られました。

バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁を除去することをいう場合が多いのですが、より広く、障害者の参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
グループホーム：地域社会の中にある住宅において数人の障害者が共同生活を行い、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により援助を受けながら生活するものです。
福祉工場：働く意志や作業能力はある障害者で、職場の設備・構造・通勤時の交通事情などの様々な事情により一般企業での雇用が困難な人が働くための施設です。授産施設とは異なり、労働基準法が適用され、社会保険にも加入することになっています。

精神障害者の状況

阿蘇市における精神障害者は、「50代」の割合が51%と特に高くなっています。

手帳の等級としては「1級」が46%、「2級」が51%であるのに対し、「3級」の割合は3%程度と非常に少ない状況ですが、これは軽度の精神障害を持ちながらも手帳を申請していない人が潜在的に多いことが考えられます。

同居人としては「親」が29%、「配偶者」が16%見られるのに対し、「一人暮らし」も22%見られます。不安なこととしては「病気のこと」が59%、「将来のこと」が57%、「経済的なこと」が45%と、不安を抱えている精神障害者が多い状況です。主な相談相手は65%が「家族」、35%が「医療関係の職員」、21%が「福祉施設の職員」となっています。

就労状況としては「働いていない」が71%を占めています。就労している人のうち40%は「作業所・授産施設」で働いています。希望する労働環境としては、「相談できる人がいること」が33%、「勤務時間や休みの融通がきくこと」が25%を占めています。今後、「働きたくない」とする割合は31.6%見られますが、「アルバイト・パート」、「まずは訓練を受けたい」などの就労や活動を希望する割合の合計の方が高い状況です。自由回答では、「悩み」、「広報・啓発」、「就労」などに関する回答が多く見られました。

障害児の状況

障害児へのアンケートは、主に保護者に回答して頂きました。

発症年齢は「0歳」が大半を占めており、先天的な障害を持つ割合が高い状況です。同居人は、「母親」が100%、「父親」や「兄弟」がいる割合も高く、家族と暮らしている状況が伺えます。機能訓練を受けている割合は36%です。機能訓練に関しては、「通いやすい場所と条件で療育を受けたい」という内容の意見が多くなっています。

保護者が考える将来の本人の進路としては「作業所・授産施設」、「会社員等」、「施設等へ通所」など、75%が何らかの活動を行うことを希望する傾向にあります。本人が考える将来の進路は「わからない」が最も多い状況です。将来の暮らしについては、保護者、本人ともに「現在の家族と一緒に暮らす」が最も多くなっています。

自由回答では、様々な意見がありましたが、その多くが「障害福祉の充実」と「障害者への理解」を求めるものでした。

注) 複数回答の設問は、回答の割合の合計が100%になるとは限りません。

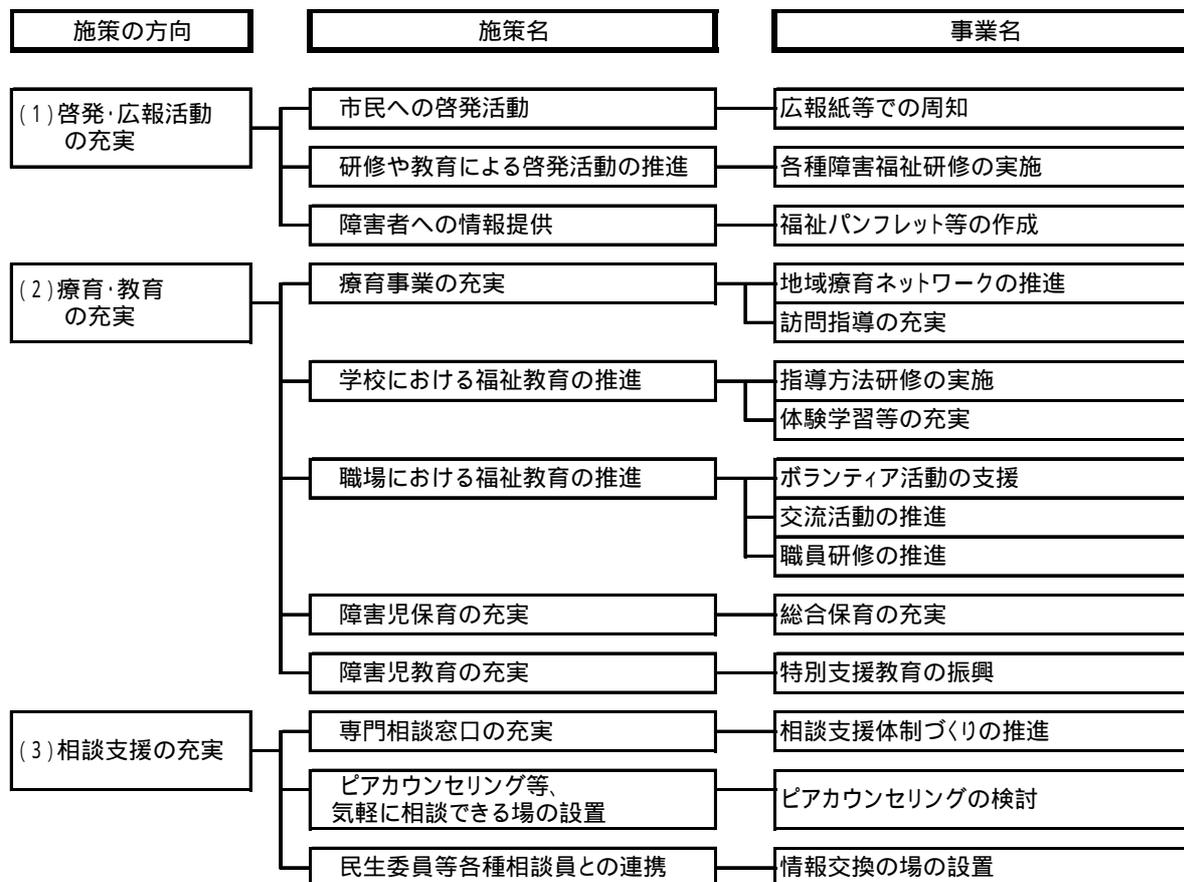
機能訓練：損なわれた身体機能の維持・回復を図るための訓練のことです。

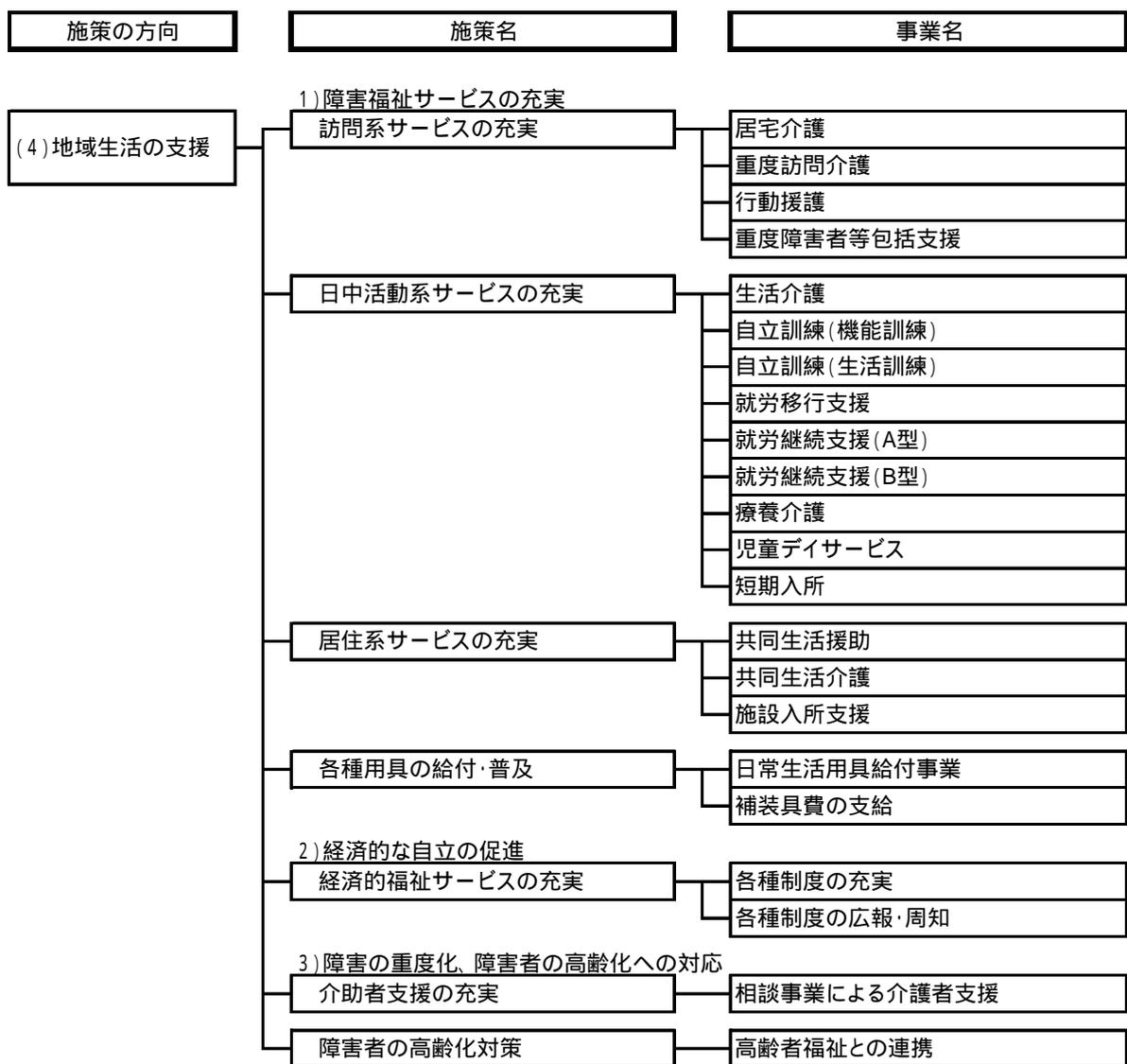
(小規模)作業所：一般の企業等で働くには困難な障害のある人の働く場や活動の場として、障害者、親、ボランティアをはじめ関係者の共同事業として、地域の中で生まれ運営されている法定外の施設です。

授産施設：障害者がその能力に応じた作業などを行うことにより、一定の収入を得る施設です。

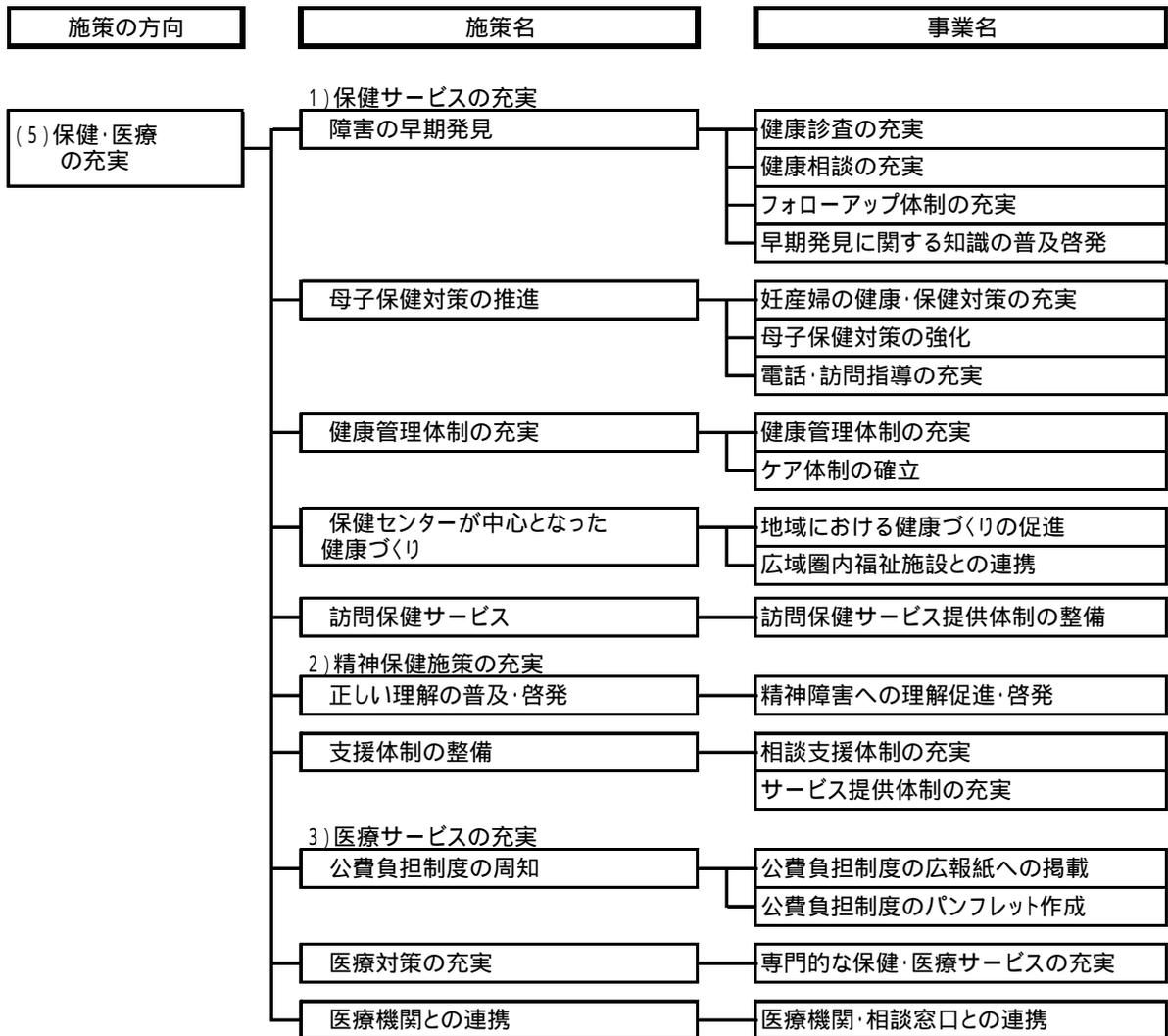
障害福祉施策

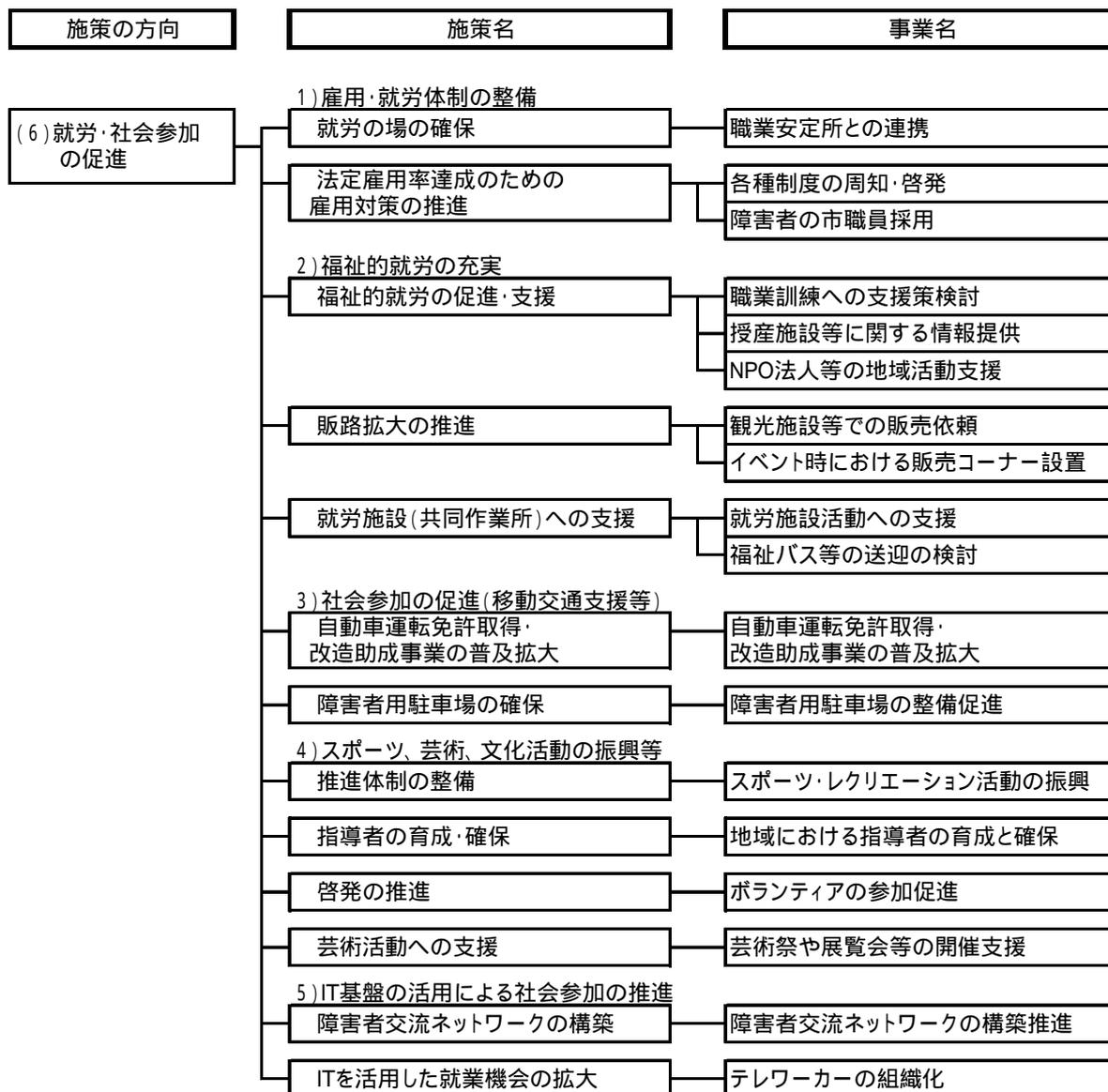
1. 施策の体系

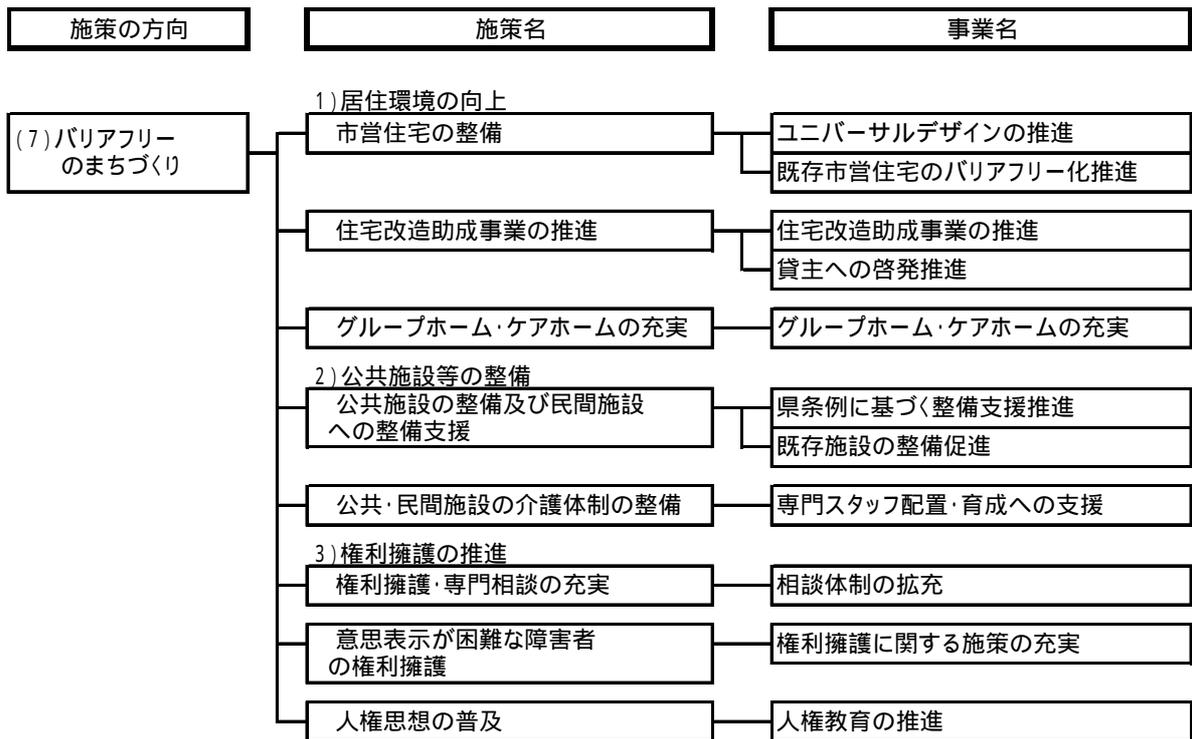




施策の方向	施策名	事業名
	4) 防犯・防災体制の充実 防犯・防災体制の整備	伝達網の整備 避難場所の確保 対策会議の実施
	地域の防災力の向上	災害時要援護者名簿への登録推進 地域における避難支援者の設置 地域防災ネットワークの形成
	自主的な防犯・防災対策の促進	防災・防犯知識の普及・啓発 緊急通報システム機器の給付や貸与
	災害等を見据えた 行政サービス提供体制の確立	緊急時の協力体制の確立
	5) 推進基盤の整備 多様な障害者のニーズに 対応できる庁内体制の整備	庁内連携体制の強化
	庁内及び関係機関との 連携による推進体制の確立	各種事業実施時の福祉的視点の確保 各種団体との連携・推進体制確立
	住民参加による推進体制の確立	住民の推進体制への参加推進
	6) 国・県・民間との連携の強化 国・県および関係諸機関 との連携の強化	住民等との連携強化
	施策の調整および実施事業の検討	国や県との調整等
	7) 人づくりの推進 人材の育成・確保	福祉関係者・職員の資質向上 幅広い研修体制づくりの推進 手話通訳者・点字通訳者の確保
	関係機関との連携	関係機関との連携推進 人材確保のための情報提供
	8) ボランティア活動の推進 ネットワークの構築	ボランティア活動のネットワーク化
	活動の拠点整備	ボランティア活動拠点の設置
	情報提供の充実	情報提供によるボランティア活動推進







2.重点施策

(1) 啓発・広報活動の充実

<現状と課題>

障害者が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくためには、障害者を取り巻く環境のバリアフリー化を進めなくてはなりません。そのためには、障害および障害者に対する十分な理解が必要であり、住民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるための啓発・広報活動は極めて重要な施策です。

障害や障害者に関する各種の啓発については、これまでの取り組みにより住民の理解と関心は高まってきたものの、依然として十分ではありません。特に精神障害者や知的障害者に対する誤解や偏見は根強く、地域での自立や就労等の社会参加に当たって大きな阻害要因となっています。このため、障害者の社会復帰や社会参加を推進するためにも、障害者福祉についてさらに積極的に取り組み、本市のみならず阿蘇圏域における関係機関・団体などと連携し啓発活動を推進し、住民の理解を高めていくことが重要です。

また、障害者、特に視覚障害者や聴覚障害者は情報の収集が困難と考えられるため、それぞれの障害種別に応じた適切な情報提供の方法を検討する必要があります。

<主要施策>

①市民への啓発活動

障害者が地域で生活するうえで障壁となっている障害及び障害者に対する差別や偏見を取り除くため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。また、障害者福祉に関する情報が常に住民に届くよう、市の広報において障害者福祉に関する特集を定期的に掲載するなど、様々なメディアを効果的に利用しながら広報・啓発活動の充実を図ります。

②研修や教育による啓発活動の推進

行政職員の研修や学校での児童・生徒への教育、住民や企業を対象とした研修など、多様な機会における啓発活動へ積極的に取り組みます。

③障害者への情報提供

市の広報や行事予定表を通じ、障害者福祉に関する情報提供を積極的に行います。また、障害の種類や程度に応じた「福祉パンフレット」の作成や、広報紙への掲載を検討します。さらに、福祉課などの窓口において、手続きの手順を図で明示するなど、安心して手続きができるようなサービスの充実を図ります。

(2) 療育・教育の充実

<現状と課題>

阿蘇市では、阿蘇圏域の市町村で連携し児童とその保護者を対象とした「地域療育事業」を実施していますが、保護者の療育への関心や理解は様々であり、早期療育を必要とする児童全員が参加しているわけではありません。今後は、検診等により療育が必要と考えられる児童に対する参加の呼びかけをさらに進めていくことが必要になります。

障害者にとって暮らしやすいまちづくりを推進するには、地域住民が主体的に障害者福祉に取り組むことが重要です。地域や家庭、学校や職場など、すべての住民がそれぞれのライフステージにおいて障害者福祉についての理解を深め、住みよいまちづくりを進めていくためには、福祉教育を総合的に推進していく必要があります。

全ての児童・生徒は、障害の有無にかかわらず等しく教育を受ける権利を持っていますが、障害があるために希望する学校に通えないケースを無くすため、障害児保育および障害のある児童・生徒の教育の充実を図る必要があります。また、障害を持っていても専門的な教育・訓練を受けて自立することができる幅広い受け入れ体制の整備を推進していく必要があります。

●阿蘇地域療育推進事業利用状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	20名	28名
事業実績額	3,071千円	5,797千円

●障害児デイサービス利用状況

		平成16年度	平成17年度
障害児			
利用者数		14名	13名
支給額		3,668千円	2,900千円

●障害児放課後・夏休みデイサービス利用状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	6名	6名
支給額	1,332千円	1,132千円

※療育：主に障害児に対し、医学的な治療やリハビリテーションだけでなく、養育・保育・教育などを総合的に行うことです。

※ライフステージ：年齢によって変化する生活の段階のことです。一例としては、幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期といった分け方がありますが、明確には定義されていません。

＜主要施策＞

①療育事業の充実

療育に対する保護者や地域の理解を深めるため、保健師が地域療育事業へのパイプ役となり、早期療育への積極的な働きかけを行います。また、地域療育ネットワーク推進活動を充実させるため、周辺自治体や関係機関と連携して地域療育事業に関する情報提供・啓発を積極的に推進します。

保育園や学校に対しては、相互に連携しながら各保育園・学校への訪問指導を積極的に実施するとともに、情報交換会の中で療育事業についての啓発を行います。また、授業終了後の放課後や夏休み期間中の受け入れ体制も整えるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけることにより、地域に根差した療育事業を目指します。

②学校における福祉教育の推進

自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等について、教育委員会と連携して教職員の理解を深めるとともに、その指導方法に関する研修の充実に努めます。

また、障害者やボランティア活動などに対する理解と認識を深めるため、福祉教育のさらなる充実を図るとともに、ボランティア体験などの体験学習により、障害者とふれあう機会づくりに努めます。

③職場における福祉教育の推進

官公庁や民間企業などの職場において、ボランティア活動への参加を呼びかけるとともに障害者との交流活動を促進します。また、職員研修を実施し、職員の意識高揚を図ります。

④障害児保育の充実

阿蘇市では、健常児と障害児を一緒に保育する「総合保育」を実施していますが、障害児保育の専門員である療育相談員が保育士等に対して指導・助言を行い、児童に対するきめ細かな対応の推進により、障害児保育の充実に努めます。

※自閉症：先天的な脳の障害と考えられていますが、現在のところは原因不明の障害です。環境や育て方とは無関係で、心の病でもありません。人とのコミュニケーションなどが苦手で、知的障害を伴うケースが多く見られます。

※LD（学習障害）：基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもので、主に児童の障害です。

※ADHD（注意欠陥多動性障害）：注意力散漫、衝動性、多動性を症状の特徴とする、主に児童の障害です。

⑤障害のある児童・生徒の教育の充実

県内の特別支援学校と連携し、特別支援教育の制度や教育課程等を就学期の障害児をもつ保護者および本人に対して紹介します。また、障害児を受け入れている小中学校に対して助成している特殊（特別支援）教育就学奨励費により、障害児の就学促進と特別支援教育の振興を図ります。さらに、義務教育終了後の障害児の希望を受け入れることができる体制の整備を、関係機関に対し積極的に要望していきます。

(3) 相談支援の充実

<現状と課題>

障害者が地域で生活していくためには、障害者本人が「自己選択・自己決定」ができるよう、相談支援体制を整備していくことが必要です。

様々な相談内容にきめ細やかな支援を行うためには、各々の障害に応じた専門的な知識を有する人材を育成するとともに、関係機関との連携をスムーズに行うためのネットワークの構築が重要です。

また、障害者やその家族が気軽に相談できるよう、十分な周知を行う必要があります。

●相談状況

	平成16年度	平成17年度
手帳	345	385
在宅	178	223
施設	9	8
医療保健	214	184
生活	22	19
合計	768	819

●障害者ケアマネジメント事業利用状況

	平成16年度	平成17年度
件数	6件	5件

<主要施策>

①専門相談窓口の充実

身近な地域で障害の種類や程度に応じた専門的な相談支援を行うことができる体制づくりを進めます。

②ピアカウンセリング等、気軽に相談できる場の設置

障害者の心のケアを充実するため、同じ障害のある仲間が集まり、気軽に話をしたり、相談することができるピアカウンセリングの場の設置を検討します。

③民生委員等各種相談員との連携

障害者の地域における生活全般について支援を行うため、民生委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員がそれぞれの担当領域の責任を円滑に果たすことができるよう援助するとともに、各担当の情報交換が可能となるような機会を設け、活動を支援します。

※ピアカウンセリング：「ピア (peer)」は「仲間」という意味で、同じような障害を持つ人達がお互いに交流し、共感しあうことなどにより悩みなどの解消を図るものです。

(4) 地域生活の支援

1) 障害福祉サービスの充実

<現状と課題>

障害者が在宅で生活していくうえで、居宅介護（ホームヘルプ）等の在宅サービスは必要不可欠です。在宅サービスにおいては、障害者自身に対するサービスが重視されがちですが、介助者の高齢化、障害の重度化や重複化、また介助が長時間に及ぶことなど、介助者の負担が非常に重くなっていることから、介助者への支援についても検討していく必要があります。

また、障害者の社会復帰を促進し、ノーマライゼーションの実現を図るうえで、生活訓練や授産などを行う障害者（児）施設は重要な役割を果たしています。今後は、障害者の地域における自立した生活を積極的に支援することが求められており、これらの充実に向けてサービス提供体制の充実を図る必要があります。

●居宅介護利用状況

	平成16年度	平成17年度
身体障害者		
利用者数	5名	7名
支給額	3,339千円	3,527千円
知的障害者		
利用者数	4名	3名
支給額	1,879千円	2,854千円
精神障害者		
利用者数	5名	5名
支給額	279千円	467千円
障害児		
利用者数	3名	2名
支給額	192千円	488千円

●障害者デイサービス利用状況

	平成16年度	平成17年度
身体障害者		
利用者数	5名	7名
支給額	2,588千円	4,066千円
知的障害者		
利用者数	10名	14名
支給額	5,912千円	9,708千円

●短期入所利用状況

		平成16年度	平成17年度
身体障害者			
利用者数		2名	2名
支給額		180千円	536千円
知的障害者			
利用者数		7名	6名
支給額		1,510千円	2,455千円
障害児			
利用者数		10名	11名
支給額		2,370千円	2,526千円

●地域生活援助利用状況

		平成16年度	平成17年度
知的障害者			
利用者数		9名	12名
支給額		6,079千円	11,429千円
精神障害者			
利用者数		5名	3名
支給額		2,323千円	1,136千円

●訪問入浴サービス利用状況

		平成16年度	平成17年度
利用者数		4名	4名
給付額		2,475千円	2,956千円

●施設訓練等支援費利用状況

		平成16年度	平成17年度
身体障害者			
利用者数		34名	39名
支給額		128,620千円	131,936千円
知的障害者			
利用者数		55名	55名
支給額		163,263千円	155,134千円

●補装具給付状況

	平成16年度		平成17年度	
	交付	修理	交付	修理
身体障害者	289件	26件	389件	26件
身体障害児	16件	4件	4件	2件

●日常生活用具給付状況

	平成16年度	平成17年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1件	1件
盲人用時計		1件
点字タイプライター		
電磁調理器		1件
盲人用音声式体温計		
点字図書		
盲人用体重計		
視覚障害者用拡大読書器	2件	2件
歩行時間延長信号機用小型送信機		
点字ディスプレイ		
視覚障害者用活字文書読上げ装置		
聴覚障害者用屋内信号装置		
聴覚障害者用通信装置		3件
聴覚障害者用情報受信装置	1件	
浴槽		
便器		1件
特殊便器		
特殊マット	1件	
特殊寝台	1件	
パーソナルコンピュータ	1件	1件
特殊尿器		
入浴担架		
体位変換器		
重度障害者用意思伝達装置		
携帯用会話補助装置	1件	
入浴補助用具	2件	7件
移動用リフト	1件	
歩行支援用具		4件
居宅生活動作補助用具	1件	3件
透析液加温器		
酸素ポンプ運搬車		
ネブライザー		
火災警報器		
自動消火器		
電気式たん吸入器	1件	1件
湯沸器		
訓練いす		
訓練用ベッド		
頭部保護帽		
福祉電話		
ファックス		
視覚障害者用ワードプロセッサ		
合計	13件	25件

＜主要施策＞

①訪問系サービスの充実

重度の障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）の家庭を訪問し、家事援助・介護等、日常生活の援助を行うため、居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

在宅の障害者（児）の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、児童デイサービス等の日中活動系サービスの充実を図ります。

また、障害者（児）施設において一時的に入所による支援を行う短期入所サービスについて、周知・利用拡大を図り、介護者の疾病等の理由により在宅生活が困難になった場合の生活の場の確保を行うとともに、介護者の負担軽減を図ります。

③居住系サービスの充実

障害者が地域で生活を送るための生活訓練等の支援を行うため、施設入所支援やグループホーム等の居住系サービスの充実を図ります。

④各種用具の給付・支給

障害者（児）にとって必要な用具の給付や、義肢等の補装具の購入や修理に要する費用を支給することにより、日常生活上の負担軽減を図ります。

※デイサービス：通所による入浴、機能訓練、介護方法の指導、創作活動などの各種サービスのことです。

2) 経済的な自立の促進

<現状と課題>

障害者が自立した社会生活を安定して送るとともに、社会参加を促進するためには経済的な自立が重要です。

しかし障害者の就労状況をみると、依然として改善されておらず、障害者の経済生活は厳しい環境にあるといえます。そのため、生活の安定に向けた各種制度の充実を図り、障害者やその家族の経済的負担を軽減することが必要です。また、生活の安定を図るための各種制度を周知するため、広報活動に努めます。

●特別障害者手当等支給状況

	平成16年度	平成17年度
対象者数		49名
支給額		12,568千円

●心身障害者扶養共済制度利用状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	15名	15名

●身体障害者等地方年金支給状況

	平成16年度	平成17年度
対象者数	1,991名	2,104名
支給額	10,010千円	10,300千円

<主要施策>

①経済的福祉サービスの充実

障害者に対する各種年金、手当、税の減免、各種交通機関の運賃や各種施設料金の割引など、障害者の経済的負担の軽減を図る各種制度の充実を関係機関に要望するとともに、各種制度の広報・周知に努めます。

3) 障害の重度化、障害者の高齢化への対応

<現状と課題>

近年では障害の重度化や障害者の高齢化の傾向が見られるため、地域において重度障害や高齢障害者が安心して生活できるような環境整備が必要です。

特に重度障害者においては介助者がいなくなった場合の生活の不安が非常に大きいため、その後の生活が安全に営めるよう在宅福祉と施設福祉の両側面からの支援策の充実が必要です。

また、阿蘇市における身体障害者のうち65歳以上の方が7割以上を占めていることから、高齢者福祉施策との連携強化による効果的なサービス提供体制の整備が必要です。

さらに、障害者の高齢化とともに介助者の高齢化・健康状態の悪化・介助力の低下などの介助者対策も緊急な課題です。

<主要施策>

①介助者支援の充実

特に重度障害者については介助者の負担が大きいことから、各種サービスの利用を促すとともに、相談事業などにより介助者を支援します。

②障害者の高齢化対策

高齢の障害者が支障無く日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉担当部署との更なる連携を図ります。

4) 防犯・防災体制の充実

＜現状と課題＞

現在阿蘇市では、災害時要援護者の避難体制整備を図るため、「阿蘇市災害時要援護者避難計画」の策定を進めています。現状では、独自の防犯・防災対策を講じている住民は少ないと考えられます。

今後は、障害者の防犯・防災対策についても検討する必要がある、また、障害者自身でも防犯・防災対策を講じるよう啓発を行うとともに、地域での防犯・防災ネットワークの形成を促進していくなど、住民の防犯・防災意識の向上を図る必要があります。

＜主要施策＞

①防犯・防災体制の整備

障害者（児）に配慮したきめ細かな防犯・防災に関する施策を、他の福祉施策との連携を図りながら推進します。また、災害時に関係機関が連携して迅速な対応を取ることが出来るよう、登録に同意した要援護者の情報を市や消防本部、自主防災組織などの関係機関で平時から共有するとともに、関係機関の伝達網を整備し、各地域ごとの避難場所を確保します。さらに、対策会議を開催し、要援護者の避難のための支援策の検討を行います。

②地域の防災力の向上

災害時要援護者避難支援計画に関する制度を周知するため、広報誌への掲載や説明会の開催などを行い、対象者等への災害時要援護者名簿への登録などを呼びかけます。また、地域における避難支援者を定めるなど、地域において相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

③自主的な防犯・防災対策の促進

災害等の緊急事態が発生した場合に生じる危険をできる限り回避するため、障害者自身で防災対策を講じるように防災・防犯知識の普及・啓発を積極的に進めます。また、ひとり暮らしで外出が困難な重度身体障害者に対しては、緊急通報システム機器を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応します。

④災害等を見据えた行政サービス提供体制の確立

災害発生時には障害者（児）が安全を確保できるように、事業所やボランティア団体等との協力体制を確立します。また、必要に応じ、ホームヘルパーの派遣や防災等の関連用具の手配等が迅速に実施できる体制を整備します。

※緊急通報システム：障害者や高齢者などの緊急時に、自宅などに設置したボタンを押すことで救急車や警備会社に通報されるシステムのことです。

5) 推進基盤の整備

＜現状と課題＞

障害者福祉施策は広範囲にわたるため、施策の推進には総合的な視野を持ちながら、組織体制の整備を行う必要があります。

また、障害者施策を推進していくためには、各分野における障害者関係団体・事業所などとの連携・協力、さらに施策推進の担い手である人材の確保が不可欠であり、マンパワーを生かす体制づくりに努めることが重要です。

さらに、障害者団体との意見交換および研修会等を行っていますが、具体的な要望等の把握がまだ十分とは言えません。今後は、より幅広い意見を取り入れるため、住民参加による推進体制の確立や、関連団体との連携強化に基づく情報交換や協働による施策の推進等を検討する必要があります。

＜主要施策＞

①多様な障害者のニーズに対応できる庁内体制の整備

多様化している障害者のニーズに対し柔軟に対応できる庁内体制を整えるため、職員
の障害者に対する理解と福祉意識の向上を図るとともに、庁内における連携を強化しま
す。

②庁内及び関係機関・団体との連携による推進体制の確立

各種イベントの開催や、情報提供等のソフト事業、道路整備や施設建設等のハード整
備事業まで、すべての事業・施策が福祉の視点に基づいて実施されるよう努めます。ま
た、学校・施設・保健所等の関係機関、障害者団体やボランティア団体などとの連携強
化による推進体制の確立を図ります。

③住民参加による推進体制の確立

住民が福祉の推進体制に参加し、住民のニーズを施策に反映させるために、多くの住
民が計画推進へ参加できるような体制を整備します。

6) 国・県・民間との連携の強化

<現状と課題>

障害者施策は、教育・福祉・保健・医療・雇用・生活環境など、広範な分野にわたっています。これらの施策を着実に実行するには、国や県、阿蘇圏域における諸計画、および本市における総合計画など、上位計画との整合性を図りながら、施策を展開することが必要です。

また、計画の推進にあたっては、社会環境や障害者の状況の変化、計画の進捗などに応じて、計画期間中も定期的に見直しを行っていくことが必要です。

さらに本計画の実施については、広く住民の協力を得て、国や県および民間がそれぞれの役割のもとに連携を密にし、一体となって対応することが求められます。

<主要施策>

①国・県および関係諸機関との連携の強化

障害者施策は広範な分野にわたっているため、その推進にあたっては本市が主体となって住民と協力し、国・県、広域圏や民間団体などとの連携を密に図ります。

②施策の調整および実施事業の検討

本計画の推進にあたっては、市の総合計画や熊本県障害者プランなどとの整合性を図りながら施策の推進に努めます。また、各種事業の多くは国や県の制度により本市独自の判断で実施できない部分もありますが、実施できる部分についてはその推進に努めるとともに、要望すべき事業に関しては県などに積極的に要望します。

7) 人づくりの推進

<現状と課題>

障害者の高齢化や障害の重度化など、介護を必要とする人が増えるとともに、その介護を行う家族の負担は増加し続けています。そのような家族に対する支援と、介護者不足の問題に対応するため、地域社会において、障害についての理解と知識を持った専門員を養成・確保することが非常に重要です。

<主要施策>

①人材の育成・確保

保健師、社会福祉士等の市職員や、市内の各事業所におけるホームヘルパー、介護福祉士、ケアマネージャー、精神保健福祉士等の資質向上に努めます。また、専門員の養成には保健、医療、福祉、教育等様々な分野の知識が必要となるため、各機関が連携して幅広い研修体制づくりを推進し、人材の育成・確保に努めます。

また、障害者の自立・社会参加を促進するため、専門員を養成・確保して障害者とのコミュニケーションを図り、手話通訳者や点字翻訳者の確保に努めます。

②関係機関との連携

社会福祉協議会、障害者団体、医療機関、教育機関等と連携を図り、人材の育成に努めます。また、将来の人材を確保するため、広報誌等に各種研修を掲載するなど市民に対する情報提供に努めます。

8) ボランティア活動の推進

＜現状と課題＞

障害者が地域で生活していくためには、障害者を支えるボランティア活動を充実させる必要があります。ボランティア活動は障害者を支えるだけでなく、障害者に対する理解を深めることにもつながる側面も持っていることから、大変意義深い活動の一つです。

近年では、自由時間の増大や高齢化の進行、生活・社会環境の変化などから、ボランティア活動への関心が高まっており、その活動分野は社会福祉の分野ばかりでなく、教育、文化、スポーツ、災害復旧など多岐にわたっています。ボランティア活動は、自己啓発の機会や交流・ふれあいの場でもあり、豊かな地域生活を創造していくうえで重要な役割を担っています。今後は、ボランティア活動の振興と充実を図るとともに活動の拠点となる場を設置するなどの条件整備が課題です。

＜主要施策＞

①ネットワークの構築

ボランティア団体間のネットワーク化を促進し、ボランティアが組織的に活動できるように努めます。また活発な情報交換を行い、福祉のまちづくりを推進します。

②活動の拠点整備

阿蘇保健福祉センターなどにボランティア活動の拠点を設置し、ボランティア活動の支援に努めます。

③情報提供の充実

住民が個人でも気軽に参加できるよう、広報紙等を活用して、ボランティアに関する情報提供の充実に努めます。

(5) 保健・医療の充実

1) 保健サービスの充実

<現状と課題>

障害の早期発見と、その後の適切な治療や指導・訓練の実施は、障害の軽減に対し非常に効果的であることから、乳幼児に対しては早期の療育相談や療育指導が大切です。乳幼児期以降においても、健康診査などの受診率の向上を図るとともに、それぞれのライフステージに対応した相談・支援体制を確立する必要があります。

また、労働災害や交通事故、疾病の後遺症などに起因する障害、あるいは生活習慣に起因する身体障害も発生しているため、後天的な障害の発生を未然に防止することも重要です。

<主要施策>

①障害の早期発見

障害の早期発見・早期療育のため、健康診査や健康相談の充実と健診後のフォローアップ体制を充実します。また、広報や各種事業を通じて、障害の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め、受診率の向上を目指します。

②母子保健対策の推進

母子感染などの予防に向けて、妊産婦の健康・保健対策の充実を図ります。また、妊産婦への保健指導や相談事業を充実し、母子保健対策の強化に努め、保健師による電話・訪問指導に継続して取り組みます。

③健康管理体制の充実

障害者の高齢化に対応するため、定期的な医学管理を必要とする障害者への健康管理体制の充実を推進するとともに、地域におけるきめ細やかなケア体制の確立に努めます。

④保健センターが中心となった健康づくり

保健センターを健康相談、健康教室、健康診査などの保健サービスを行う拠点として位置づけていますが、今後も保健センターが中心となって地域ぐるみでの健康づくりの促進に努めます。また、保健センターと広域圏内の福祉施設の間で十分な連携をとりながら、必要な保健・医療・福祉サービスにより障害者を効果的に支援できるよう努めます。

⑤訪問保健サービス

重度の障害により病院などへの通院が困難な場合に、リハビリテーションなどの医療を行うことのできる理学療法士や作業療法士が自宅へ訪問するサービスを行うことができる体制の整備に努めます。

2) 精神保健施策の充実

<現状と課題>

平成 18 年の障害者自立支援法施行により、身体障害者、知的障害者、精神障害者の 3 障害の一元化が図られ、立ち遅れていた精神障害者への支援体制の確立が図られています。今後は、保健所と連携しながら精神障害についての正しい理解の普及と啓発の推進に努め、相談体制を充実させるとともに、精神障害者が地域で暮らせるような環境を整える必要があります。

そのためには、地域の精神障害者に対する理解と、支援体制の整備を進める必要があります。

<主要施策>

①正しい理解の普及・啓発

保健所等関係機関と連携し、住民に対して精神障害及び精神障害者についての正しい理解の普及と啓発を推進します。

②支援体制の整備

保健・医療・福祉機関と連携して相談支援やサービスの充実を図るなど、地域社会における精神障害者の支援体制を整え、社会参加を促します。

3) 医療サービスの充実

<現状と課題>

障害が継続し、あるいは長期化する場合は、その障害の軽減や体調の安定化・機能回復などを図るため、専門的な医療サービスの充実が必要です。特にリハビリテーション医療については、関係機関において連携をとりながら推進していく必要があります。

●更生医療給付状況

	平成16年度		平成17年度	
	対象者数	給付額	対象者数	給付額
腎臓	106名	18,076千円	106名	16,648千円
心臓	55名	5,369千円	65名	4,629千円
肢体	16名	1,931千円	12名	2,385千円
合計	177名	25,376千円	183名	23,662千円

●療養給付状況

	平成16年度	平成17年度
対象者数		2名
給付額		4,673千円

●重度心身障害者医療費助成状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	932名	1,010名
助成額	71,402千円	80,893千円

●通院医療公費負担制度利用状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	295名	305名

●医療保護入院実施状況

	平成16年度	平成17年度
対象者数	0名	1名

＜主要施策＞

①公費負担医療制度の周知

更生医療、育成医療、難病および重度心身障害者医療費、精神通院医療費等の公費負担医療制度を住民へ周知するために、広報紙への掲載やパンフレットを作成し、その普及に努めます。

②医療対策の充実

障害者の障害を軽減し、体調の安定化・機能回復などを図るための専門的な保健・医療サービスの充実に努めます。

③医療機関との連携

障害者が、障害の種類・程度に応じて適切な医療を受けることができるように、医療機関と相談窓口などの関係機関の連携を図ります。

※進行性筋萎縮症：全身の筋力低下と筋萎縮が徐々に進行する病気で、難病とされています。

※理学療法士：様々な理由により発生した身体障害の回復のため、障害者に対し運動その他の物理的な療法を行うことを専門とする人のことです。

※作業療法士：身体障害者や精神障害者の障害緩和のため、障害者に手工芸その他の活動を行わせることを専門とする人のことです。

(6) 就労・社会参加の促進

1) 雇用・就労体制の整備

<現状と課題>

障害者が持っている能力を發揮しながら、社会の一員として就労することに生きがいを見いだすことは、障害者だけでなく社会全体にとって大変意義のあることです。障害者の雇用促進については、ノーマライゼーションの理念に基づき、それぞれの適性や能力に応じた職場の確保など、適切な環境整備を進めていくことが必要です。

しかし、多くの障害者が働く機会を求めているのに対し、雇用・就労状況は依然として厳しい状況にあり、こうした求職者の就職を促進することが課題となっています。また、障害に対する十分な理解を得られていないことが雇用の妨げになっている面もあると考えられます。障害者の雇用促進においては事業主の役割が大きいことから、企業をはじめ各方面に対し、障害者の雇用における理解を深めていくことが必要です。

今後は、障害者それぞれの適性や能力、障害の状況に応じた就労の機会と就労に向けた研修機会を確保するとともに、その安定化が図られるように関係機関との連携を図りながら施策を進めることが重要です。

<主要施策>

①就労の場の確保

職業安定所(ハローワーク)との連携を深め、障害者のための就労の場の確保に努めます。

②法定雇用率達成のための雇用対策の推進

法定雇用率や、職場適応訓練・トライアル雇用・ジョブコーチなどの制度を幅広く周知させ、障害者の適性や能力に応じた就労の受け入れを企業に対し啓発します。また、市においても障害者の職員採用を継続して行います。

※法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、民間企業、国、地方公共団体は定められた割合以上の身体障害者または知的障害者を雇用しなければならないと定められており、その割合のことをいいます。

※職場適応訓練：障害者がその能力に応じた作業の訓練を行うことで職場環境への適応を促し、訓練終了後も継続した雇用を目指す制度です。

※トライアル雇用：事業者が職業安定所の紹介により障害を持つ労働者等を一定の期間雇用し、事業者と労働者の双方が合意すれば本採用となる制度です。事業者は本採用となれば奨励金を受け取ることができます。

※ジョブコーチ：単独で就職するのが難しい障害者に付き添って仕事を教えるなど、就職に向けた様々なサポートを行う人のことをいいます。

2) 福祉的就労の充実

<現状と課題>

一般企業での就労が困難な障害者にとって、授産施設や地域活動支援センター等は就労の場として重要な役割を果たしています。障害者の自立を促進するためには、一般就労への支援に加え、これらの福祉的就労の充実を図ることが必要です。

授産施設や地域活動支援センター、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場の整備、事業の周知を行うことにより、就労の場の提供、就労意欲の高揚を図ることが重要となります。

●共同作業所「阿蘇きぼうの家」への助成状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	15名	15名
助成額	611千円	568千円

●小規模作業所「夢屋」への助成状況

	平成16年度	平成17年度
利用者数	5名	5名
助成額	1,000千円	2,200千円

<主要施策>

①福祉的就労の促進・支援

授産施設などで行われる職業訓練が効果的に実施されるよう支援策を検討し、障害者の就労意欲の高揚を促進します。また、授産施設や福祉作業所での就労に向けて、適切な情報提供が行われるよう、情報提供の充実を図ります。さらにNPO法人などの地域活動を支援し、障害者が活動する場の充実を図ります。

②販路拡大の推進

本市および阿蘇圏域の施設で製作されている製品の展示販売をホテル・旅館や主要観光施設に対し積極的に働きかけます。また、各種イベント開催時に販売コーナーを設けるなど、販路拡大と施設就労者の就労意欲の高揚を図ります。

③就労施設(共同作業所等)への支援

地域活動支援センターや作業所は、地域における社会参加や就労訓練の場として重要な役割を果たしています。今後も地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう支援に努めるとともに、阿蘇圏域の自治体および関係機関との連携を強化します。また、通勤が困難な障害者に対し福祉バス等の送迎を検討します。

※地域活動支援センター：障害者が地域で自立した生活を行うために、相談支援や生活支援を行う施設です。

※NPO：Non-Profit Organization の略で、主に社会貢献活動を行う、利益を目的としない組織のことをいいます。

※福祉バス：障害者や高齢者などが移動する際の利便性を高めるために、定期的あるいは臨時に運行するバスのことです。

3) 社会参加の促進（移動交通支援等）

＜現状と課題＞

障害者の社会参加の促進や「完全参加と平等」社会の実現を目指すには、障害者の移動時の支援を図り、バリアフリー化の促進に努める必要があります。

現在、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得助成等の事業を実施していますが、申請者も少なくまだ十分に活用されているとは言えない状況です。今後は、広報等を通じて、より一層の社会参加支援施策の周知を図る必要があります。

＜主要施策＞

①自動車運転免許取得・改造助成事業の普及拡大

障害者が自動車運転免許を取得するために必要な経費や、身体障害者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、障害者の社会参加の促進を図ります。

②障害者用駐車場の確保

外出時の利便を向上し、自動車での社会参加を促進するため、障害者がいつでも気軽に駐車できる障害者用駐車場の整備を推進します。

4) スポーツ、芸術、文化活動の振興等

<現状と課題>

障害者の社会参加の促進と健康増進、さらには生きがい対策として、スポーツ、レクリエーション、芸術・文化活動などへの関心が高まってきています。

しかし、施設・設備や指導員等の体制整備は不十分であり、潜在的な需要にも対応できていない状況です。今後は、障害者スポーツの振興を図り、障害の程度に応じて誰もが楽しめるスポーツ、レクリエーションを普及するとともに、芸術・文化活動への参加や鑑賞の機会を増やす必要があります。

<主要施策>

①推進体制の整備

県、阿蘇圏域の市町村と連携し、障害者のスポーツ、レクリエーション活動を振興するための体制の整備について検討します。

②指導者の育成・確保

地域において、スポーツ、レクリエーション活動の指導者の育成と確保に努めます。

③啓発の促進

スポーツ、レクリエーション大会へのボランティアの参加を促進し、障害者のスポーツ、レクリエーションに対する理解と関心の高揚を図ります。

④芸術活動への支援

障害者の参加する芸術祭や展覧会等の開催を支援します。

5) IT 基盤の活用による社会参加の推進

<現状と課題>

従来、障害者が社会参加するうえで、最も困難と考えられていたのが、交流・就労等の活動場所への移動行為でした。就労形態も自家用車や公共交通機関を利用した通勤体制が殆どであり、そのことは障害者にとって就労機会への障壁となっていました。

しかし、近年のコンピュータ及びそのネットワークの発達により、一部の分野では移動の必要性は除去され、今後も障害者の社会参加の機会および可能性は、確実に増加・拡大されるといえます。本市は、平成 10 年 3 月に地域情報の発信基地として、「阿蘇テレワークセンター」をオープンし、現在、市 IT 推進の活動拠点として福祉、教育、産業等各分野でのネットワーク整備やインターネットの普及など、情報通信基盤の整備に取り組んでいます。

今後、このような基盤をもとに、障害者が誰でも気軽に参加できるネットワークの構築やインターネット等の IT を活用した新たな就労機会の確保、また、そのための人材育成など積極的に進めていく必要があります。

<主要施策>

①障害者交流ネットワークの構築

障害者が、IT を利用して家庭や公共施設などから行政情報や福祉・介護・医療、在宅就労情報など最新の地域情報を入手でき、公共施設の予約や電子メールで行政に対する意見・相談、社会参加等ができるよう整備を図ります。

②IT を活用した就業機会の拡大

インターネットの急速な普及により、地方でも IT を活用した在宅勤務やテレコテージ等での共同作業などが可能となっています。障害者の自立を支援し、新たな就業機会を拡大していくために、テレワーカーの組織化などの基盤づくりを進めます。

※テレワーカー：情報通信ネットワークを利用することにより、時間や場所の制限を受けずに働く人のことです。

※テレコテージ：テレワーカー達が帰属するために、特別に改造した建物（コテージ）のことです。

(7) バリアフリーのまちづくり

1) 居住環境の向上

<現状と課題>

市営住宅のうち、障害者へ配慮した住宅は少ない状況です。また、市営住宅に限らず、アンケート調査では、今後改修を希望する人が46%あり、その中で「トイレ」をあげた人が57%、「風呂」を挙げた人が56%、「段差」を挙げた人が42%となっています。このため、障害者が安全で快適に生活できる環境の整備を進める必要があります。

また、アンケート調査において改修に当たって困難なこととして、「金銭面」を挙げた人が74%と最も多い状況です。「住宅の増改築時の助成制度」「市営住宅入居時の優遇措置」など、住宅環境整備に関する制度の問い合わせが多いことから、これらの制度と住宅関連施策の充実を図っていく必要があります。

●障害者住宅改造助成状況

	平成16年度	平成17年度
助成件数	1件	3件
給付額	334千円	1,590千円

<主要施策>

①市営住宅の整備

市営住宅の新築や増改築に際しては、障害者へ配慮したユニバーサルデザインによる住宅整備を進めます。また、既存の市営住宅については、全団地のバリアフリー化を進めます。

②住宅改造助成事業の推進

障害者が住宅のバリアフリー化を図るための改造を行う場合に、改造にかかる費用を助成する住宅改造助成事業を推進し、障害者の住宅改造の促進を図ります。また、住宅改造に際して貸主の承諾を得られるよう、啓発を行います。

③グループホーム・ケアホームの充実

知的障害者や精神障害者を対象としたグループホームやケアホームにおいて、日常生活における援助等を行い、自立生活の助長を支援します。

※ユニバーサルデザイン：障害者や高齢者などを含む、できるだけ多くの人々が利用可能なデザインとすることで。本計画では、主に公共空間のデザインにおいてこの考え方を推進します。

※ケアホーム：障害者が主に夜間に介護サービスを受けながら生活する入居施設です。

2) 公共施設等の整備

＜現状と課題＞

本市ではこれまで、公共施設や、学校など、緊急性の高いものから施設の改善を進めてきましたが、既存の公共施設等は、すべての住民および障害者の利用状況を考慮しても完全にバリアフリー化が整備されたとは言い難い状況です。

今後、障害者の高齢化、重度化、重複化が予想されるなかで、住民の日常生活の一部となっている主要な公共施設等については、早急に整備する必要があります。

＜主要施策＞

①公共施設の整備及び民間施設への整備支援

阿蘇市及び民間企業が新たに設置する施設については、「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づき、障害者等に配慮した整備計画・整備支援を行います。また、既存の市が所有する施設については緊急性の高いものから、新設の場合と同様に整備を促進します。また、障害者用トイレの設置場所等が記載された「福祉マップ」の整備を図り、周知に努めます。

②公共・民間施設の介護体制の整備

阿蘇市には、多くの観光客が訪れますが、障害を持った観光客等が安心して余暇を過ごせるように、各施設に介護知識を持つ専門スタッフを配置・育成することを支援・推進します。

※熊本県やさしいまちづくり条例：「やさしいまちづくり」としてユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を促進するため、平成16年3月に熊本県が制定した条例です。

3) 権利擁護の推進

<現状と課題>

近年、障害者に対する理解は各種の啓発活動等により深まりつつありますが、依然として偏見や差別といった「心の壁（バリア）」があるなど十分ではありません。「心のバリアフリー」を実現するとともに、障害や障害者についての知識を深め、障害の種類や程度に応じた接し方について、今後も周知と理解を深める施策が必要です。特に意思表示が困難な障害者の権利擁護の施策は、障害者が地域の中で安心して暮らしていくためにも一層の充実が求められます。

<主要施策>

①権利擁護・専門相談の充実

権利擁護をはじめとして専門的な相談が増加してきているため、相談体制の拡充を図るとともに専門家への協力を求め、権利擁護や専門相談への対応を図ります。

②意思表示が困難な障害者の権利擁護

意思表示が困難な障害者の権利擁護に関する施策の充実を図ります。

③人権思想の普及

障害者と関わる機会が多い行政、教育、医療機関等の従事者を対象とした人権教育を充実し、差別や偏見を無くすように努めます。

数值目標

障害者自立支援法において数値目標を設定することが義務付けられた以下の項目について目標を定めました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成 23 年度までに入所施設を退所し、地域生活へ移行する福祉施設入所者数についての数値目標は、以下のとおりです。

	地域生活移行者数
国 の 指 針	10%
熊本県の目標	10% (340名)
阿蘇市の目標	10% (8名)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者のうち、平成 23 年度までに退院し地域生活へ移行する精神障害者数の数値目標は、以下のとおりです。

	現在の退院可能 精神障害者数	地域生活 移行者数	割合
国 の 指 針	7万人	5万人	71%
熊本県の目標	751人	625人	83%
阿蘇市の目標	11人	10人	91%

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 23 年度までに福祉施設を退所し、一般就労へ移行する障害者数の数値目標は、以下のとおりです。

	一般就労者数
国 の 指 針	平成17年度の4倍の数
熊本県の目標	平成17年度の3倍の数 (年間80名)
阿蘇市の目標	年間1名

障害福祉サービス等のサービス見込み量

1.障害福祉サービス

障害福祉サービスについて、事業の内容、過去の実績から想定される平成 18・19・20 年度及び平成 23 年度における見込み量、見込み量確保のための方策を示します。

(1) 訪問系サービス

1) 事業の内容

居宅介護

障害者の自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

重度訪問介護

重度の障害者に対して入浴、排せつ、食事の介護や外出時の支援等を行います。

行動援護

常に介護が必要な障害者に対し、危険を避けるために必要な援護や、外出時の介護等を行います。

重度障害者等包括支援

常に介護が必要な重度の障害者に対し、居宅介護その他のサービスを包括的に提供します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	時間/月	200	230	260	350
重度訪問介護	時間/月	40	60	80	140
行動援護	時間/月	20	20	40	60
重度障害者等包括支援	時間/月	60	80	100	160

3) 見込み量確保のための方策

事業者の参入を促すとともに、サービス基盤を整備します。また、ヘルパー資格のある非就業者の活用や定年退職者等に対する資格取得の支援など、地域の潜在的な人材の発掘による人材の確保・育成に努めます。

(2) 日中活動系サービス

1) 事業の内容

生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練)

一定の期間、身体機能の向上のための訓練を行い、障害の緩和を促します。

自立訓練(生活訓練)

一定の期間、生活能力の向上のための訓練を行い、障害者が自分でできることを増やすことができるよう促します。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行います。

就労継続支援(A型)

養護学校や離職した人等を対象に、雇用契約に基づき働きながら、一般就労を目指す事業です。

就労継続支援(B型)

年齢や体力面で一般就労が困難な人等を対象に、雇用契約は結ばずに就労機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に対し、医療機関において機能訓練、看護、介護などを行います。

児童デイサービス

障害児に対し、日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練を行います。

短期入所

介護者の病気などの理由で障害者を介護することができない場合に、障害者支援施設において、入浴、排泄、食事等の介助を行います。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人日/月	60	250	320	1,585
自立訓練（機能訓練）	人日/月	10	10	60	110
自立訓練（生活訓練）	人日/月	10	100	130	315
就労移行支援	人日/月	0	50	75	145
就労継続支援（A型）	人日/月	20	140	165	235
就労継続支援（B型）	人日/月	0	280	305	470
療養介護	人	1	1	1	2
児童デイサービス	人日/月	60	80	100	150
短期入所	人日/月	50	60	70	100

3) 見込み量確保のための方策

福祉サービスについての広報、啓発に努め、利用促進を図ります。また、事業者の就労移行支援や就労継続支援への移行・参入の促進に努めます。さらに、販路拡大や働く方の工賃が向上するような支援を行います。

(3) 居住系サービス

1) 事業の内容

共同生活援助

共同生活を行う住居において、相談等の日常生活上の援助を行い、障害者の地域における生活を支援します。

共同生活介護

共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

施設入所支援

施設入所の方法により、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを行います。

居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障害者の地域生活を支援するものです。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活援助	人	11	13	17	25
共同生活介護	人	4	5	5	7
施設入所支援	人	0	10	15	70

3) 見込み量確保のための方策

自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、グループホームやケアホームの支援の質を高めるとともに、運営をバックアップするための体制を整え、必要な支援を行います。

2.指定相談支援

(1) 相談支援

1) 事業の内容

相談支援事業所を拡充し、障害者が地域で相談しやすい体制を整備します。また相談支援を行う障害者のうち、一定の要件に該当する場合には「サービス利用計画」を作成します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援（計画作成）	人	1	2	2	5

3) 見込み量確保のための方策

より身近な場所で相談できるよう、相談支援事業所の設置、拡充を推進します。また、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連携により、障害者の権利擁護と正しい理解の積極的な啓発に努めます。

3.地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

1) 事業の内容

障害者相談支援事業

障害者の権利を守るための援助や、福祉サービスの利用にあたって必要な援助等を行います。また、地域における障害福祉に関する協議の場として、「地域自立支援協議会」を設置し、運営を行います。

住宅入居等支援事業

賃貸住宅への入居にあたり支援が必要な障害者に対し、入居契約手続き等の支援を行うとともに、居宅生活に必要な支援を受けることができるように関係機関との連絡、調整等を行います。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用するときに成年後見制度の利用が有効と思われる知的障害者や精神障害者に対し、成年後見制度の申請にかかる費用や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	件/月	80	100	120	180+
住宅入居等支援事業	人/年	2	2	3	5
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	2	3

3) 見込み量確保のための方策

障害福祉に携わる方々が集まり、「地域自立支援協議会」として定期的に会議を開き、ネットワークの強化に努めます。また、各種制度の周知・啓発による利用促進に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

1) 事業の内容

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話奉仕員派遣事業

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行うために、手話により会話を行うことができる手話奉仕員を派遣します。

要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者等がコミュニケーションを円滑に行う、あるいは会議などの内容を理解するために、話された内容を要約して文字にすることで聴覚障害者等へ伝えることのできる要約筆記奉仕員を派遣します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
手話奉仕員または 要約筆記奉仕員派遣	件/月	15	20	25	40

3) 見込み量確保のための方策

広報等でサービスの周知に努めるとともに、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成により、人材の確保と育成に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

1) 事業の内容

重度障害者が自立した日常生活を送るために必要な用具を給付します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付事業	件/年	130	210	220	250

3) 見込み量確保のための方策

用具を必要とする人が利用できるよう、事業の周知や情報提供に努めます。

(4) 移動支援事業

1) 事業の内容

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者が、地域における自立した生活や社会参加をするための外出を支援します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	時間/月	25	30	40	75

3) 見込み量確保のための方策

事業者の参入を促すとともに、支援を行うスタッフの養成と確保に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

1) 事業の内容

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター	人	90	110	125	160

3) 見込み量確保のための方策

事業の周知を行い利用促進を図るとともに、地域活動支援センターの安定的な運営ができるよう支援を行います。

(6) 訪問入浴サービス事業

1) 事業の内容

寝たきり等により入浴が著しく困難な重度の身体障害者の在宅へ訪問して入浴サービスを提供することで清潔保持を図ります。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
訪問入浴サービス事業	人日/月	20	30	40	50

3) 見込み量確保のための方策

スタッフの養成・確保、サービスの質の向上に努めます。また、事業の周知・広報により利用促進に努めます。

(7) 更生訓練費給付事業

1) 事業の内容

就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人や、身体障害者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を給付して、社会復帰を支援します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
更生訓練費給付事業	件	2	3	3	5

3) 見込み量確保のための方策

就労移行支援事業や自立訓練事業の活性化に努めること等により、更生訓練費を活用して社会復帰を果たす人の増加を目指します。

(8) 日中一時支援事業

1) 事業の内容

障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日中一時支援事業	人日/月	60	70	85	120

3) 見込み量確保のための方策

サービス提供事業所の拡大を進めるとともに、事業に関する周知を行うことで、利用促進を図ります。

(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業

1) 事業の内容

障害者の自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、障害者の社会参加を促進します。

2) 見込み量推計

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自動車運転免許取得・改造助成	件/年	3	5	8	15

3) 見込み量確保のための方策

本事業を利用した人の声を広報紙に掲載するなど事業の周知を図り、障害者の社会参加促進に努めます。

參考資料

1. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

阿蘇市障害者福祉計画の策定に先立ち、本市における障害に関するサービスのニーズや市民の意識を把握するためにアンケート調査を実施しました。

2) 調査方法

対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児（保護者）

調査期間

平成18年 8月1日～8月11日

配布・回収方法

郵送配布・郵送回収

回収率等

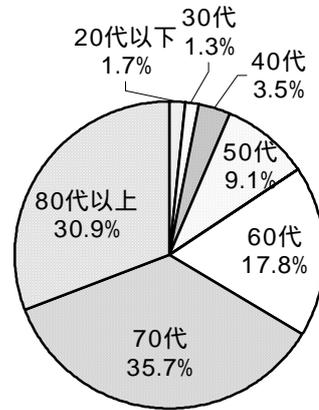
	配布数	回収数	回収率	備考
身体障害者	499	251	50.3%	
知的障害者	210	109	51.9%	
精神障害者	145	71	49.0%	
障害児	54	16	29.6%	保護者が回答
全体	908	447	49.2%	

(2) 調査結果

身体障害者(調査票 A)

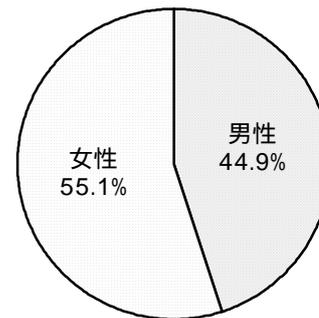
Q1 あなたは何歳ですか。

年齢	回答数
20代以下	4人
30代	3人
40代	8人
50代	21人
60代	41人
70代	82人
80代以上	71人
未回答	8人



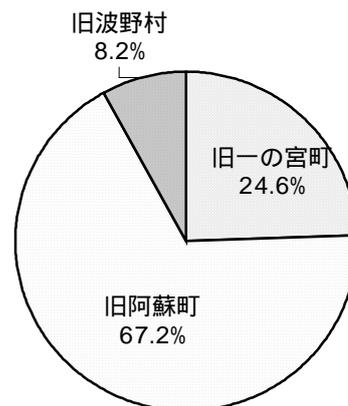
Q2 あなたの性別は何ですか。(一つに)

性別	回答数
男性	105人
女性	129人
未回答	4人



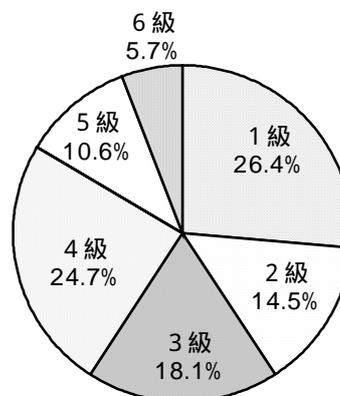
Q3 あなたはどの地域に住んでいますか。(一つに)

地域	回答数
旧一の宮町	57人
旧阿蘇町	156人
旧波野村	19人
未回答	6人



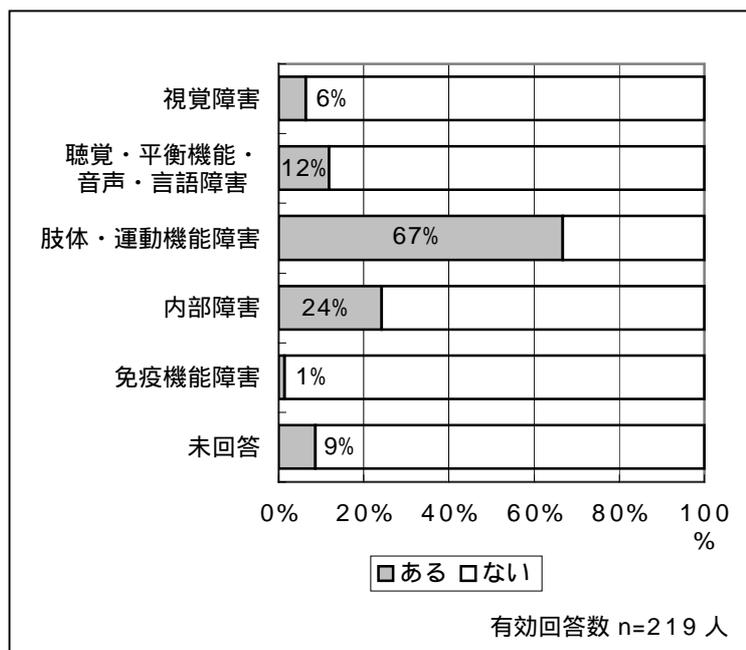
Q4 あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。(一つに)

等級	回答数
1級	60人
2級	33人
3級	41人
4級	56人
5級	24人
6級	13人
未回答	11人



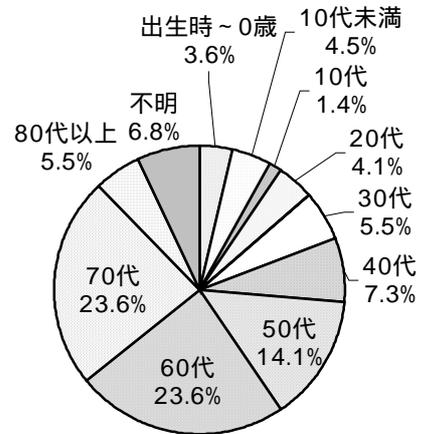
Q5 あなたの障害の種類は何ですか。(あてはまるもの全てに)

種類	回答数
視覚障害	14人
聴覚・平衡機能 ・音声・言語障害	26人
肢体・運動機能障害	146人
内部障害	53人
免疫機能障害	3人
未回答	19人



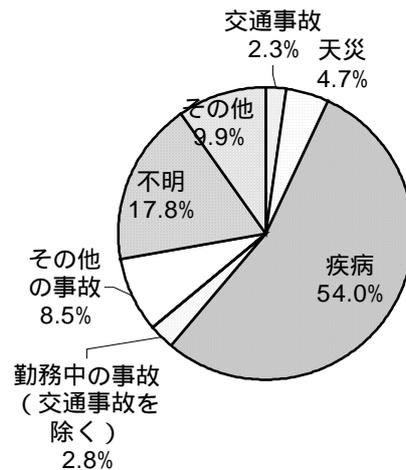
Q6 あなたの障害はいつ頃からですか。(一つに)

発症時期	回答数
出生時～0歳	8人
10代未満	10人
10代	3人
20代	9人
30代	12人
40代	16人
50代	31人
60代	52人
70代	52人
80代以上	12人
不明	15人
未回答	18人



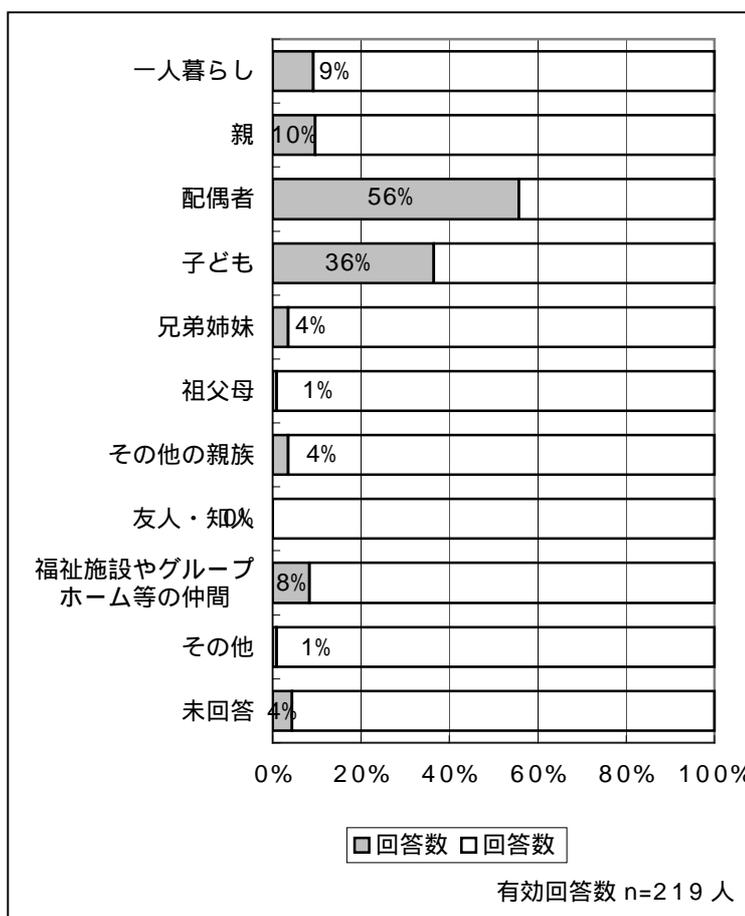
Q7 あなたの障害の主な原因は何ですか。(一つに)

原因	回答数
交通事故	5人
天災	10人
疾病	115人
勤務中の事故(交通事故を除く)	6人
その他の事故	18人
不明	38人
その他	21人
未回答	25人



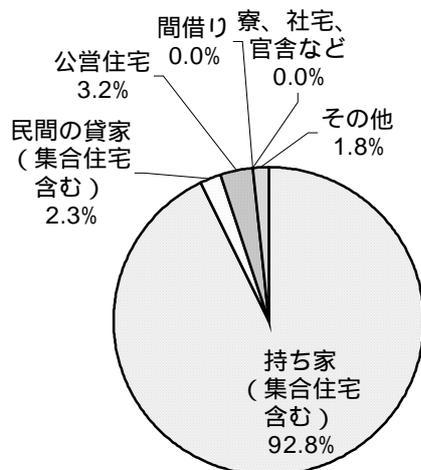
Q8 あなたは誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまるもの全てに)

同居人	回答数
一人暮らし	21人
親	22人
配偶者	127人
子ども	83人
兄弟姉妹	8人
祖父母	2人
その他の親族	8人
友人・知人	0人
福祉施設やグループホーム等の仲間	19人
その他	2人
未回答	10人



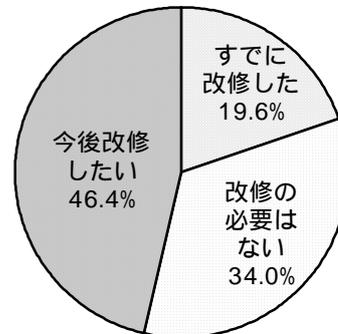
Q9 あなたのお住まいは次のうちどれですか。(1つに)

住居	回答数
持ち家(集合住宅含む)	206人
民間の貸家(集合住宅含む)	5人
公営住宅	7人
寮、社宅、官舎など	0人
間借り	0人
その他	4人
未回答	16人



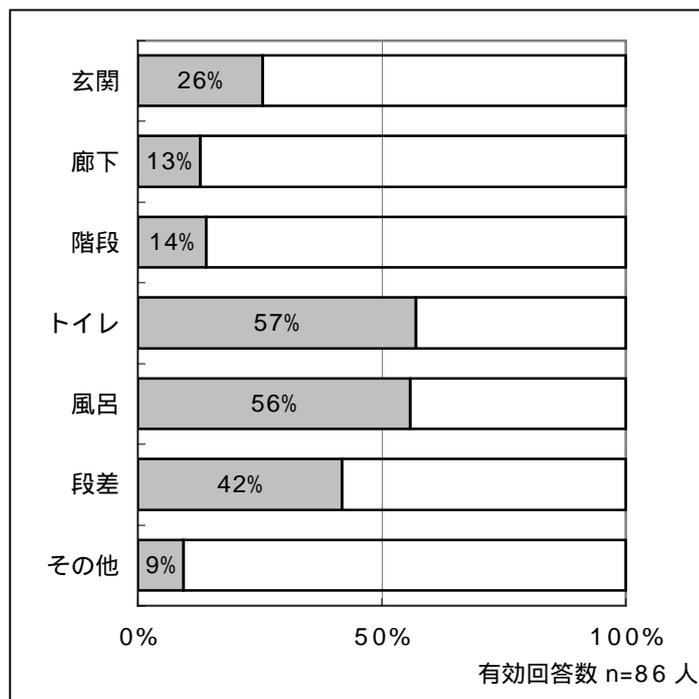
Q10 あなたはお住まいの改修の意向はありますか。(1つに)

改修の意向	回答数
すでに改修した	38人
改修の必要はない	66人
今後改修したい	90人
未回答	44人



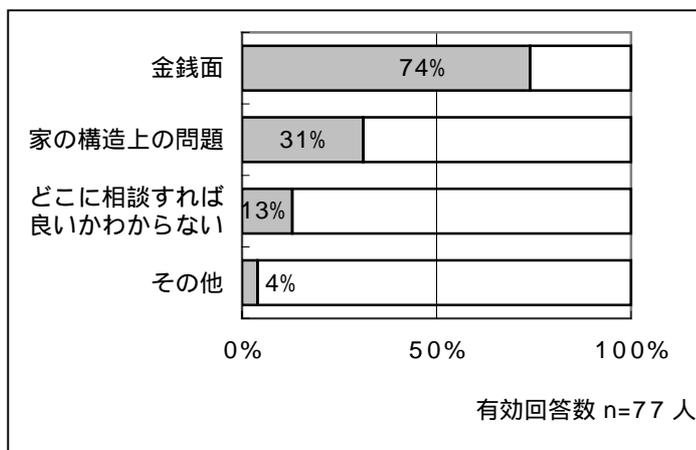
Q11 あなたが改修したい場所はどこですか。(あてはまるもの全てに)

改修希望場所	回答数
玄関	22人
廊下	11人
階段	12人
トイレ	49人
風呂	48人
段差	36人
その他	8人
未回答	4人



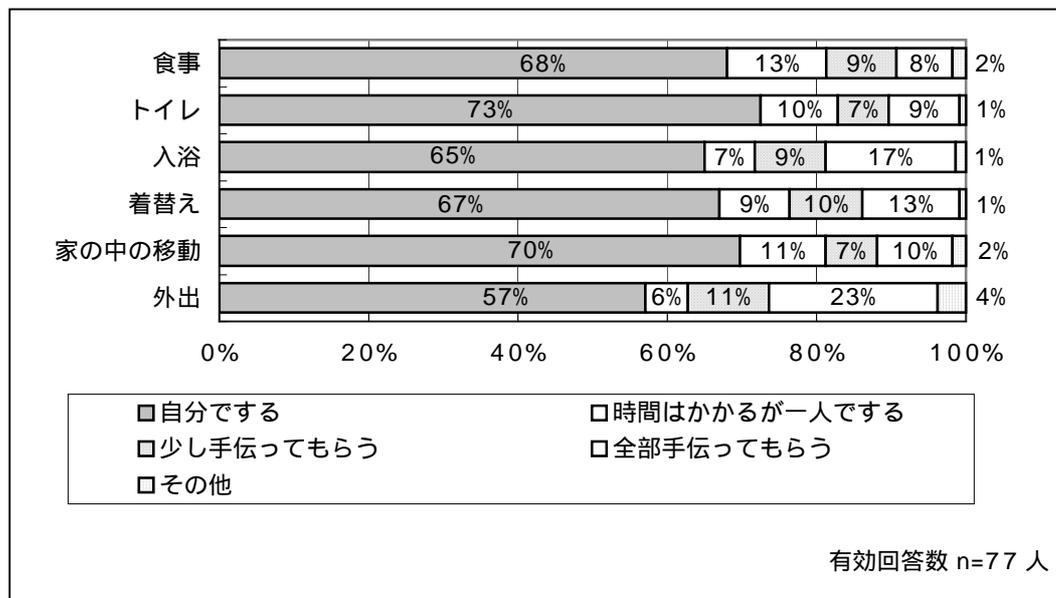
Q12 改修にあたって困難なことはありますか。(あてはまるもの全てに)

改修の問題点	回答数
金銭面	57人
家の構造上の問題	24人
どこに相談すれば 良いかわからない	10人
その他	3人
未回答	13人



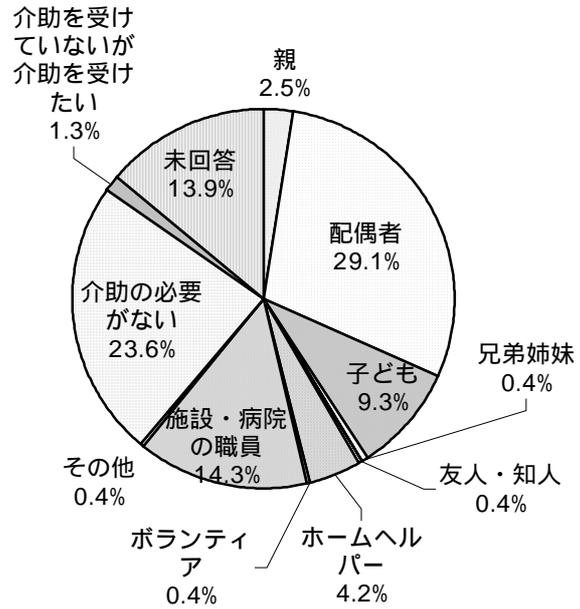
Q13 あなたは普段、次のことをどのようにしていますか。(それぞれ1つに)

	食事	トイレ	入浴	着替え	家の中の移動	外出
自分でする	153人	161人	145人	150人	152人	121人
時間はかかるが一人でする	30人	23人	15人	21人	25人	12人
少し手伝ってもらう	21人	15人	21人	22人	15人	23人
全部手伝ってもらう	17人	21人	39人	29人	22人	48人
その他	4人	2人	3人	2人	4人	8人
未回答	13人	16人	15人	14人	20人	26人



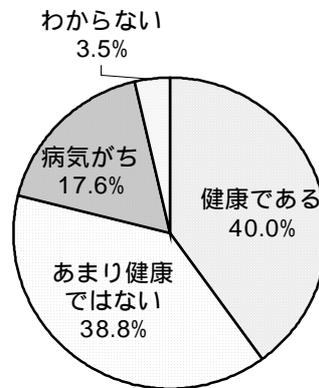
Q14 あなたは主にどなたに介助を受けていますか。(1つに)

介助者	回答数
親	6人
配偶者	69人
子ども	22人
兄弟姉妹	1人
友人・知人	1人
ホームヘルパー	10人
ボランティア	1人
施設・病院の職員	34人
その他	1人
介助の必要がない	56人
介助を受けていないが介助を受けたい	3人
未回答	33人



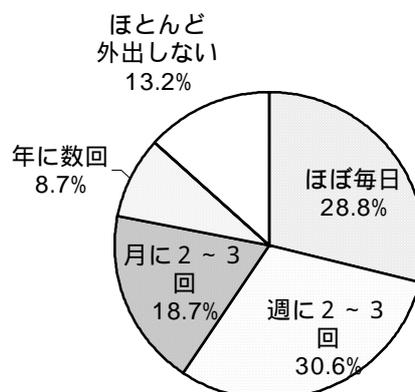
Q15 介助者の健康状態はいかがですか。(1つに)

介護者の健康状態	回答数
健康である	34人
あまり健康ではない	33人
病気がち	15人
わからない	3人
その他	0人
未回答	21人



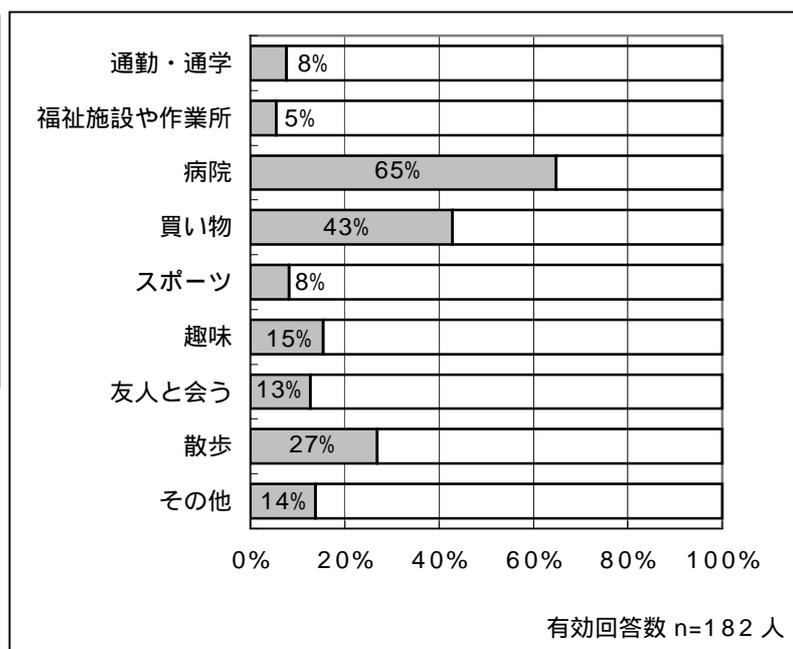
Q16 あなたはどのくらい外出しますか。(1つに)

頻度	回答数
ほぼ毎日	63人
週に2～3回	67人
月に2～3回	41人
年に数回	19人
ほとんど外出しない	29人
未回答	19人



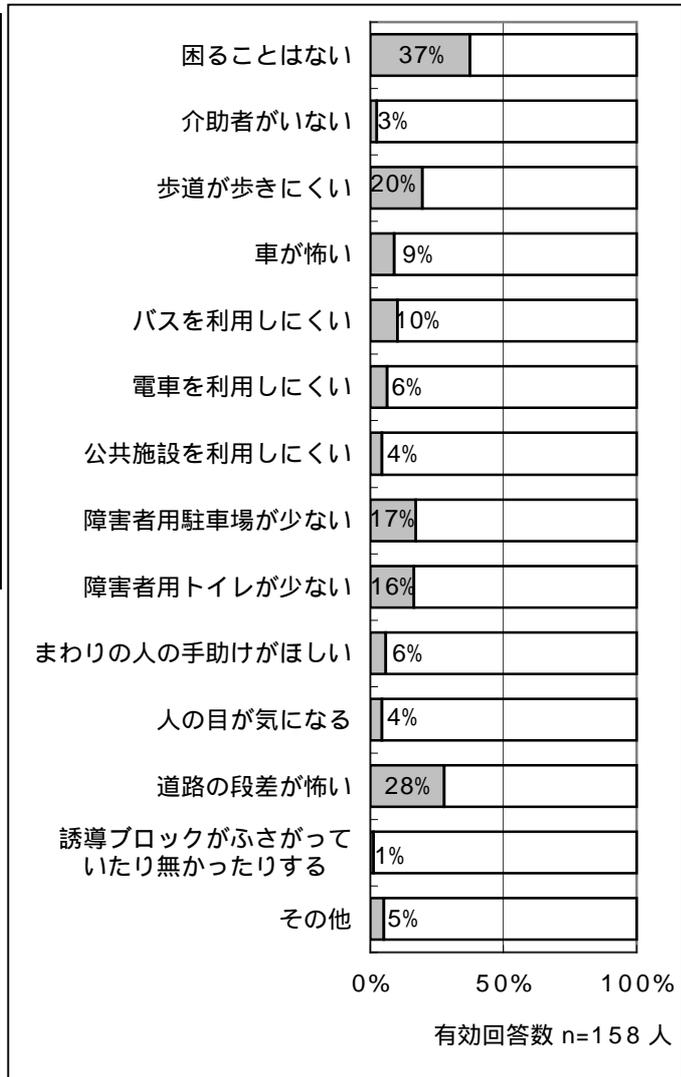
Q17 あなたの外出の目的は何が多いですか。(あてはまるもの全てに)

外出の目的	回答数
通勤・通学	14人
福祉施設や作業所	10人
病院	118人
買い物	78人
スポーツ	15人
趣味	28人
友人と会う	23人
散歩	49人
その他	25人
未回答	12人



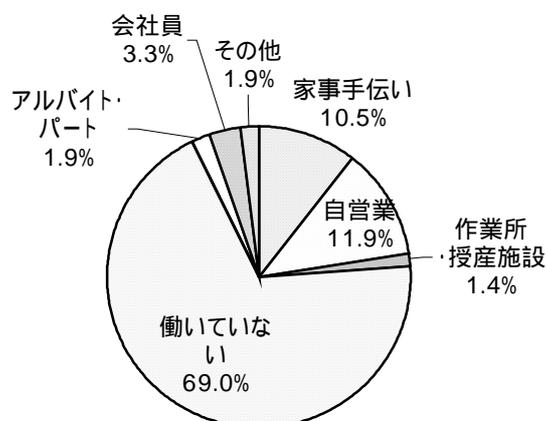
Q18 外出時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに)

外出時に困ること	回答数
困ることはない	59人
介助者がいない	4人
歩道が歩きにくい	31人
車が怖い	14人
バスを利用しにくい	16人
電車を利用しにくい	10人
公共施設を利用しにくい	7人
障害者用駐車場が少ない	27人
障害者用トイレが少ない	26人
まわりの人の手助けがほしい	9人
人の目が気になる	7人
道路の段差が怖い	44人
誘導ブロックがふさがって いたり無かったりする	2人
その他	8人
未回答	35人



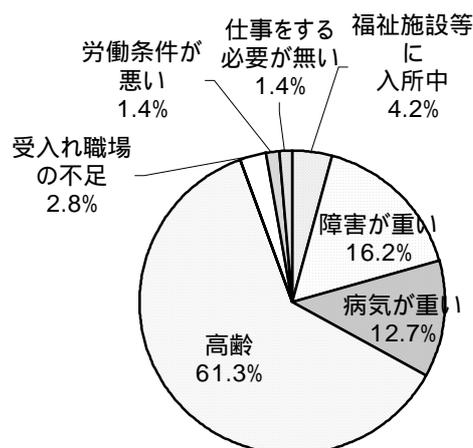
Q19 あなたは現在どこで働いていますか。(1つに)

職業	回答数
家事手伝い	22人
自営業	25人
作業所・授産施設	3人
働いていない	145人
アルバイト・パート	4人
会社員	7人
その他	4人
未回答	28人



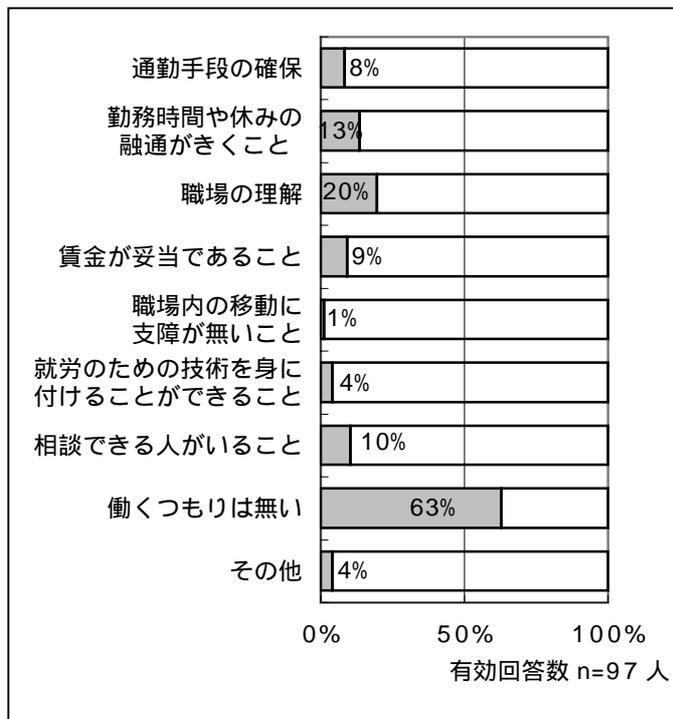
Q20 あなたが働いていない理由は何ですか。(1つに)

働いていない理由	回答数
学生である	0人
福祉施設等に入所中	6人
障害が重い	23人
病気が重い	18人
高齢	87人
受入れ職場の不足	4人
労働条件が悪い	2人
仕事をする必要が無い	2人
その他	0人
未回答	4人



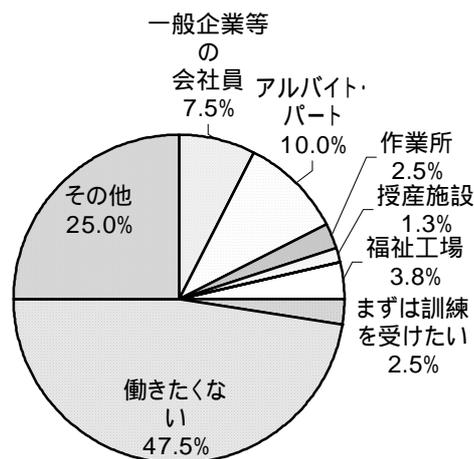
Q21 あなたが今後働く（働き続ける）には、どのような環境が必要ですか。
（3つ以内に）

働くための環境	回答数
通勤手段の確保	8人
勤務時間や休みの融通がきくこと	13人
職場の理解	19人
賃金が妥当であること	9人
職場内の移動に支障が無いこと	1人
就労のための技術を身に付けることができること	4人
相談できる人がいること	10人
働くつもりは無い	61人
その他	4人
未回答	141人



Q22 あなたは今後どのように働きたいですか。（1つに）

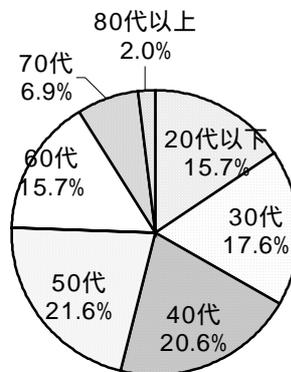
今後の希望	回答数
一般企業等の会社員	6人
アルバイト・パート	8人
作業所	2人
授産施設	1人
福祉工場	3人
まずは訓練を受けたい	2人
働きたくない	38人
その他	20人
未回答	158人



知的障害者(調査票 B)

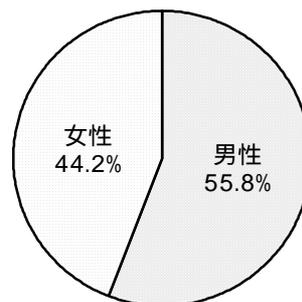
Q1 あなたは何歳ですか。

年齢	回答数
20代以下	16人
30代	18人
40代	21人
50代	22人
60代	16人
70代	7人
80代以上	2人
未回答	3人



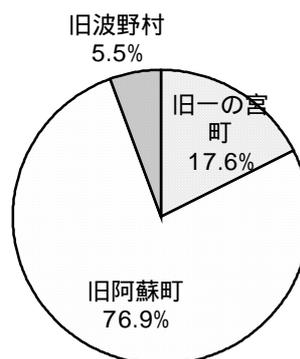
Q2 あなたの性別は何ですか。(一つに)

性別	回答数
男性	58人
女性	46人
未回答	1人



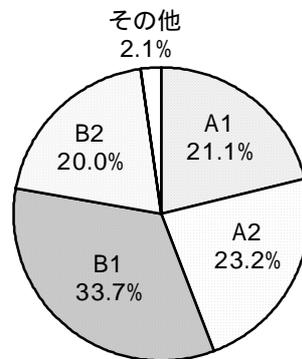
Q3 あなたはどの地域に住んでいますか。(一つに)

地域	回答数
旧一の宮町	16人
旧阿蘇町	70人
旧波野村	5人
未回答	14人



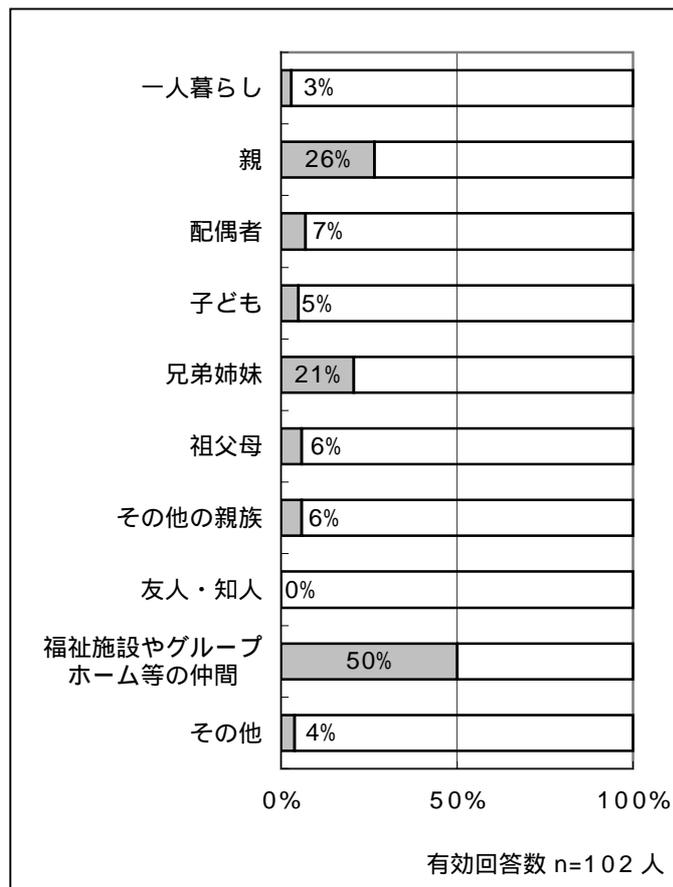
Q4 あなたの療育手帳の判定は次のうちどれですか。(一つに)

判定	回答数
A1	20人
A2	22人
B1	32人
B2	19人
その他	2人
未回答	10人

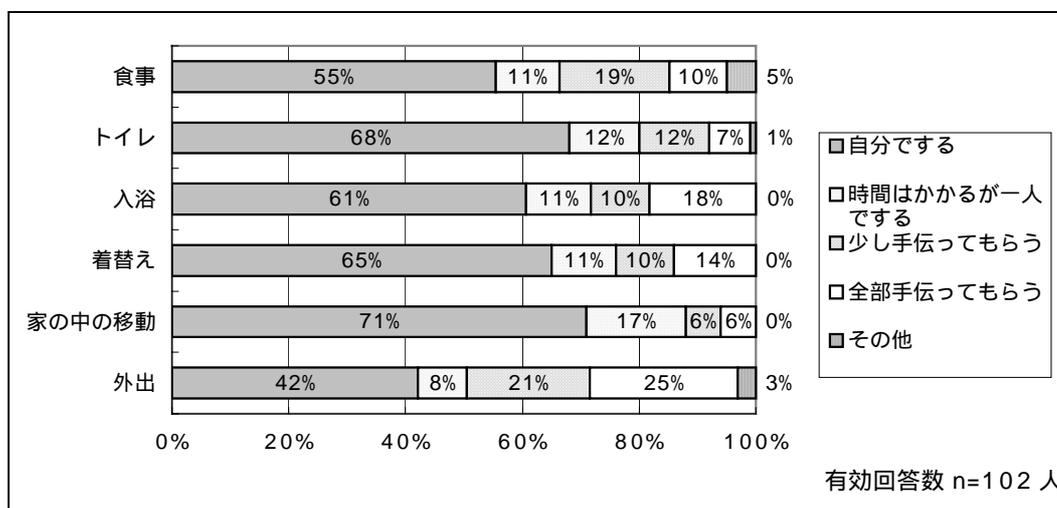


Q5 あなたは誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまるもの全てに)

誰と暮らしているか	回答数
一人暮らし	3人
親	27人
配偶者	7人
子ども	5人
兄弟姉妹	21人
祖父母	6人
その他の親族	6人
友人・知人	0人
福祉施設やグループホーム等の仲間	51人
その他	4人
未回答	3人



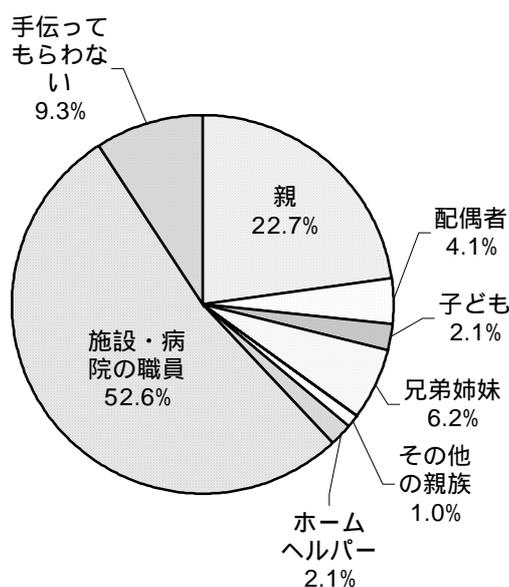
Q6 あなたは普段、次のことをどのようにしていますか。(それぞれ1つに)



	食事	トイレ	入浴	着替え	家の中の移動	外出
自分でする	56人	68人	60人	65人	71人	40人
時間はかかるが一人でする	11人	12人	11人	11人	17人	8人
少し手伝ってもらおう	19人	12人	10人	10人	6人	20人
全部手伝ってもらおう	10人	7人	18人	14人	6人	24人
その他	5人	1人	0人	0人	0人	3人
未回答	4人	5人	6人	5人	5人	10人

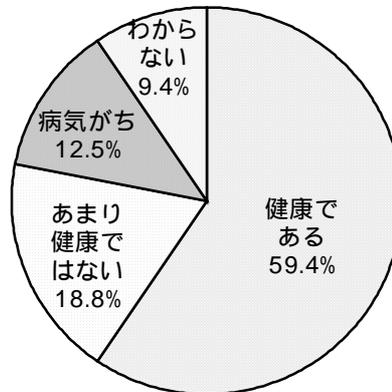
Q7 あなたはどなたに手伝ってもらいますか。(一つに)

介助者	回答数
親	22人
配偶者	4人
子ども	2人
兄弟姉妹	6人
祖父母	0人
その他の親族	1人
友人・知人	0人
ホームヘルパー	2人
ボランティア	0人
施設・病院の職員	51人
その他	0人
手伝ってもらわない	9人
未回答	8人



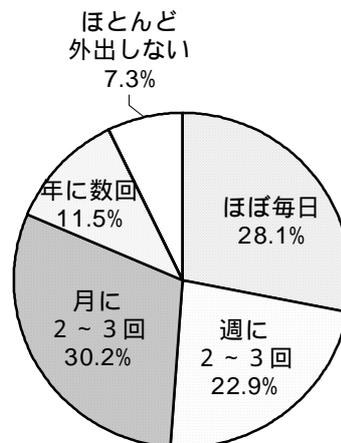
Q8 手伝ってくれる人は健康ですか。(1つに)

介助者の健康状態	回答数
健康である	19人
あまり健康ではない	6人
病気がち	4人
わからない	3人
その他	0人
未回答	5人



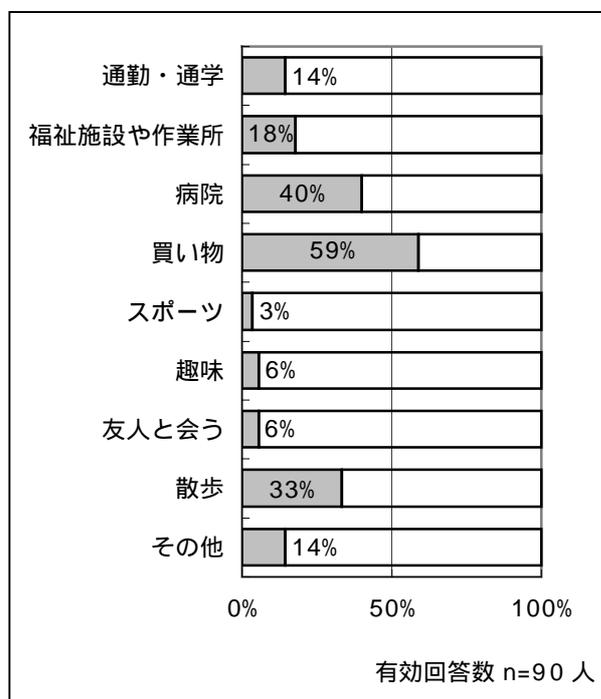
Q9 あなたはどのくらい外出しますか。(1つに)

外出頻度	回答数
ほぼ毎日	27人
週に2～3回	22人
月に2～3回	29人
年に数回	11人
ほとんど外出しない	7人
未回答	9人



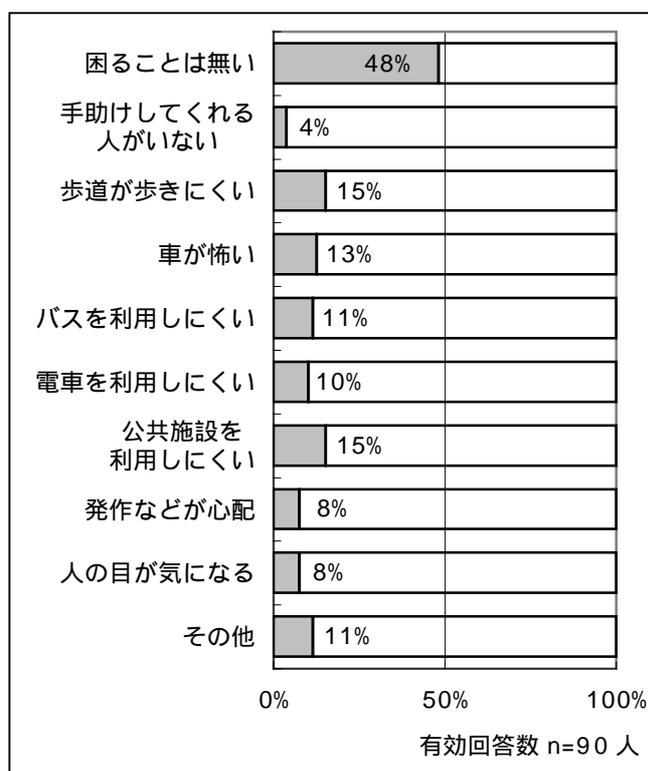
Q10 あなたの外出の目的は何が多いですか。(あてはまるもの全てに)

外出理由	回答数
通勤・通学	13人
福祉施設や作業所	16人
病院	36人
買い物	53人
スポーツ	3人
趣味	5人
友人と会う	5人
散歩	30人
その他	13人
未回答	6人



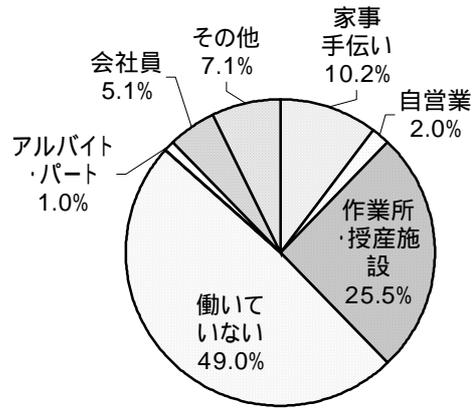
Q11 外出時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに)

内容	回答数
困ることは無い	38人
手助けしてくれる人がいない	3人
歩道が歩きにくい	12人
車が怖い	10人
バスを利用しにくい	9人
電車を利用しにくい	8人
公共施設を利用しにくい	12人
発作などが心配	6人
人の目が気になる	6人
その他	9人
未回答	16人



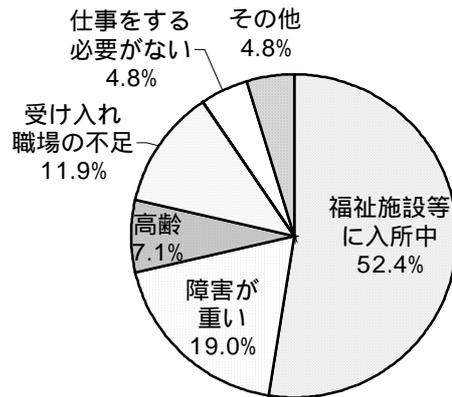
Q12 あなたは現在どこで働いていますか。(1つに)

職業	回答数
家事手伝い	10人
自営業	2人
作業所・授産施設	25人
働いてない	48人
アルバイト・パート	1人
会社員	5人
その他	7人
未回答	7人



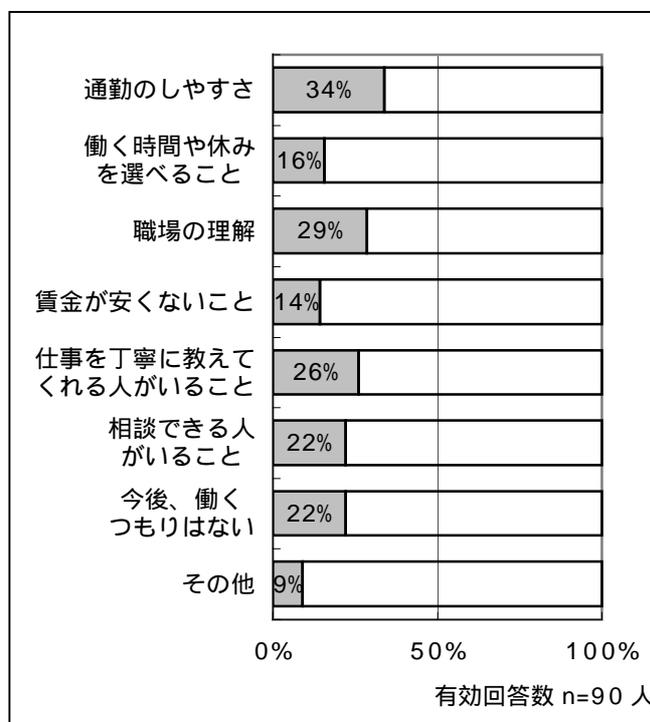
Q13 あなたが働いていない理由は何ですか。(1つに)

理由	回答数
福祉施設等に入所中	22人
障害が重い	8人
高齢	3人
受け入れ職場の不足	5人
仕事をする必要がない	2人
その他	2人
未回答	5人



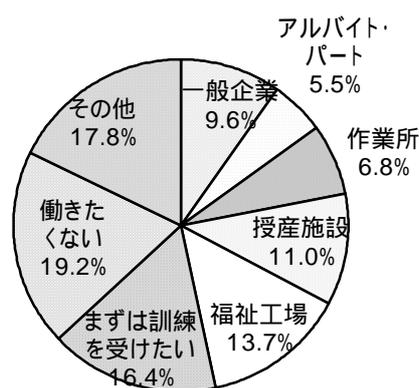
Q14 あなたが今後働く（働き続ける）には、どんなものが必要ですか。
（3つ以内に ）

希望する労働環境	回答数
通勤のしやすさ	26人
働く時間や休み を選べること	12人
職場の理解	22人
賃金が安いこと	11人
仕事を丁寧に教えて くれる人がいること	20人
相談できる人 がいること	17人
今後、働く つもりはない	17人
その他	7人
未回答	28人



Q15 あなたは今後どのように働きたいですか。（1つに ）

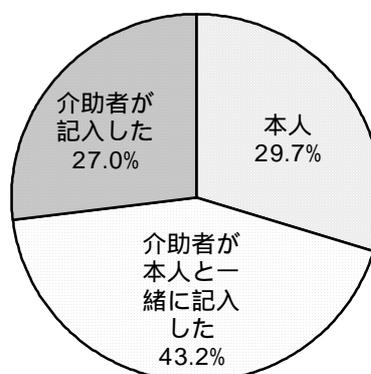
今後の労働希望	回答数
一般企業	7人
アルバイト・パート	4人
作業所	5人
授産施設	8人
福祉工場	10人
まずは訓練を受けたい	12人
働きたくない	14人
その他	13人
未回答	32人



Q16 このアンケートに主に回答して下さったのはどなたですか。

アンケートの主な回答者としては、「介助者が本人と一緒に記入した」が43.2%と最も多い。次いで「本人」、「介助者が記入した」の順である。

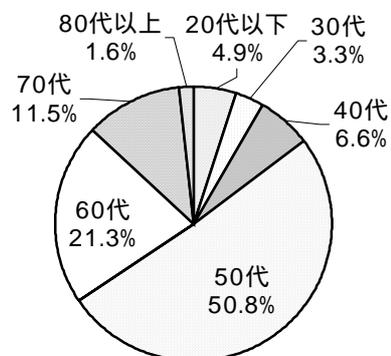
記入者	回答数
本人	22人
介助者が本人と一緒に記入した	32人
介助者が記入した	20人
未回答	31人



精神障害者(調査票C)

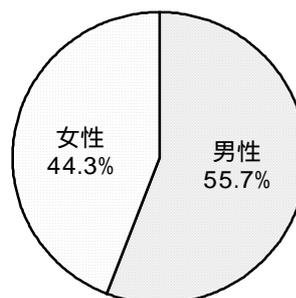
Q1 あなたは何歳ですか。(カッコ内記入)

年齢	回答数
20代以下	3人
30代	2人
40代	4人
50代	31人
60代	13人
70代	7人
80代以上	1人
未回答	0人



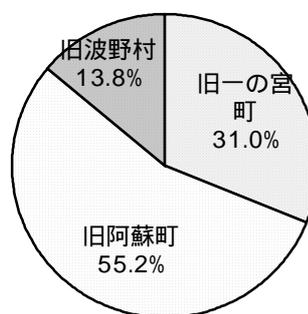
Q2 あなたの性別は何ですか。(一つに)

性別	回答数
男性	34人
女性	27人
未回答	0人



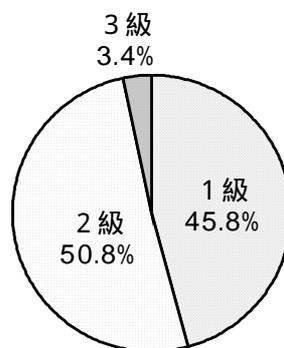
Q3 あなたはどの地域に住んでいますか。(一つに)

地域	回答数
旧一の宮町	18人
旧阿蘇町	32人
旧波野村	8人
未回答	3人



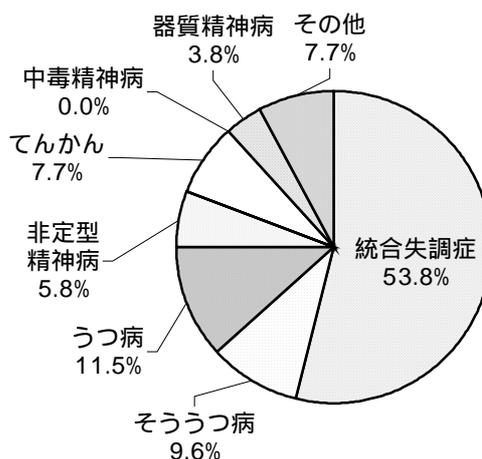
Q4 あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は何級ですか。(一つに)

等級	回答数
1級	27人
2級	30人
3級	2人
未回答	2人



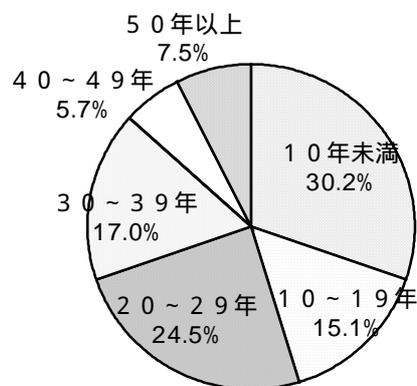
Q5 あなたの病気の種類は何ですか。(一つに)

病名	回答数
統合失調症	28人
そううつ病	5人
うつ病	6人
非定型精神病	3人
てんかん	4人
中毒精神病	0人
器質精神病	2人
その他	4人
未回答	8人



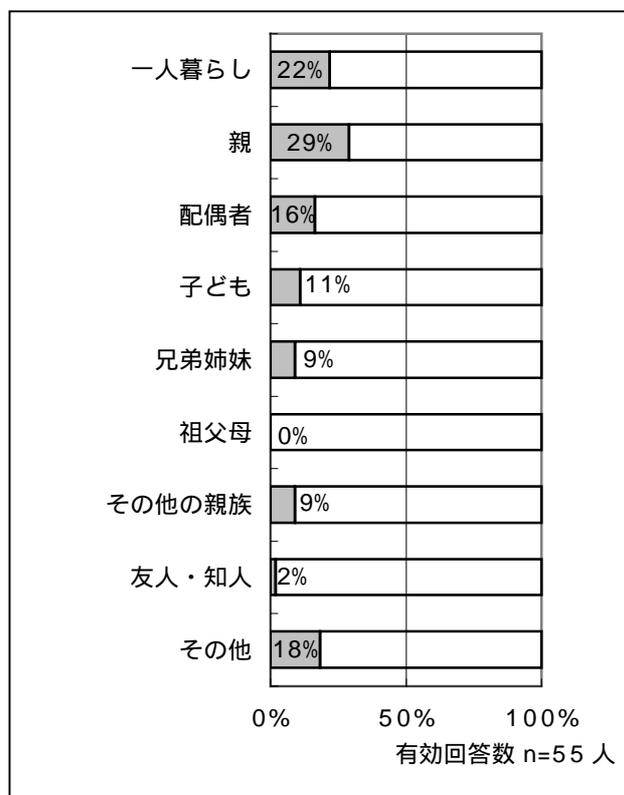
Q6 あなたは病気になってどのくらいですか。(カッコ内記入)

年数	回答数
10年未満	16人
10～19年	8人
20～29年	13人
30～39年	9人
40～49年	3人
50年以上	4人
未回答	8人



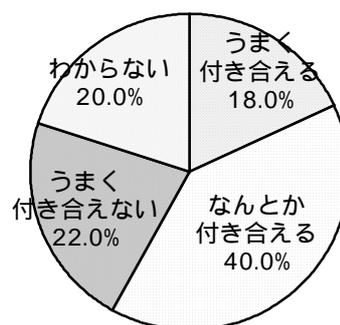
Q7 あなたは誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまるもの全てに)

同居人	回答数
一人暮らし	12人
親	16人
配偶者	9人
子ども	6人
兄弟姉妹	5人
祖父母	0人
その他の親族	5人
友人・知人	1人
その他	10人
未回答	6人



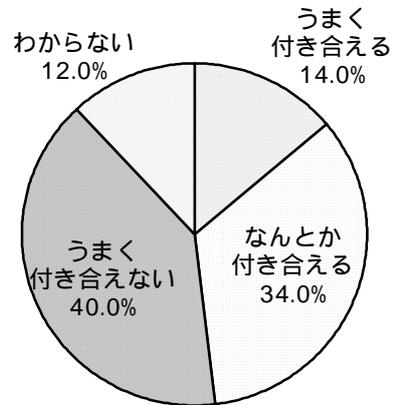
Q8 あなたは家族とうまく付き合えますか。(1つに)

家族との関係	回答数
うまく付き合える	9人
なんとか付き合える	20人
うまく付き合えない	11人
わからない	10人
未回答	11人



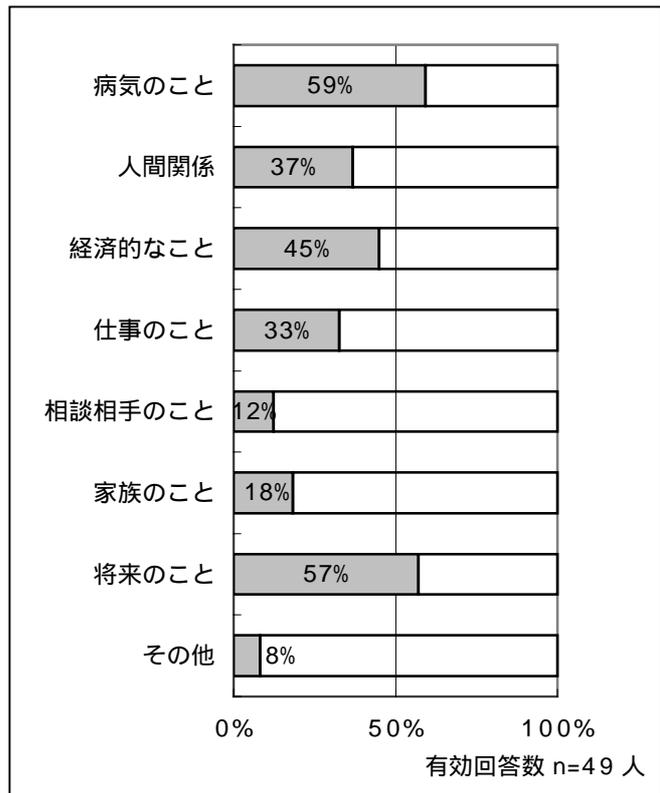
Q9 あなたは近所の人とうまく付き合えますか。(1つに)

近所との関係	回答数
うまく付き合える	7人
なんとか付き合える	17人
うまく付き合えない	20人
わからない	6人
未回答	11人



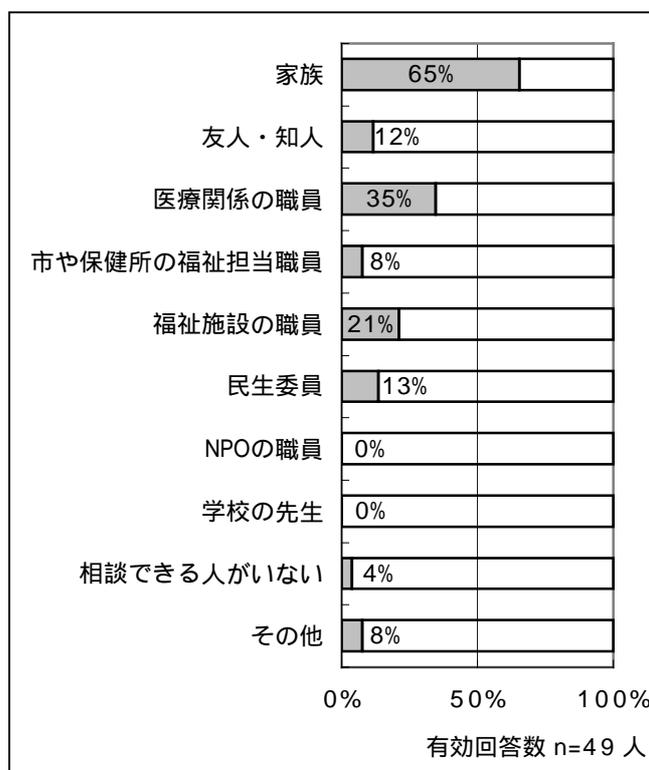
Q10 あなたが不安に思うことは何ですか。(あてはまるもの全てに)

種類	回答数
病気のこと	29人
人間関係	18人
経済的なこと	22人
仕事のこと	16人
相談相手のこと	6人
家族のこと	9人
将来のこと	28人
その他	4人
未回答	12人



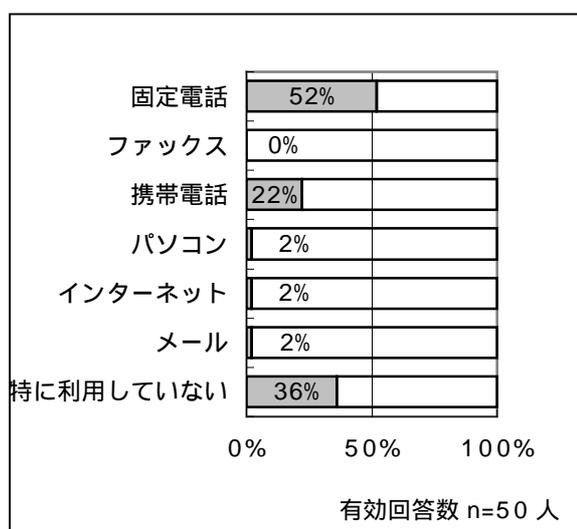
Q11 あなたの主な相談相手は誰ですか。(あてはまるもの全てに)

相談相手	回答数
家族	34人
友人・知人	6人
医療関係の職員	18人
市や保健所の福祉担当職員	4人
福祉施設の職員	11人
民生委員	7人
NPOの職員	0人
学校の先生	0人
相談できる人がいない	2人
その他	4人
未回答	9人



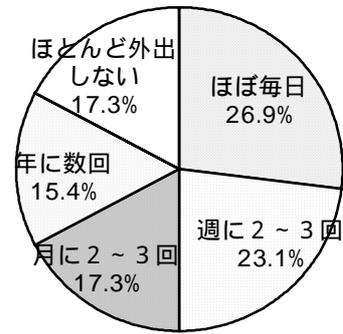
Q12 あなたは以下のものを利用していますか。(あてはまるもの全てに)

種類	回答数
固定電話	26人
ファックス	0人
携帯電話	11人
パソコン	1人
インターネット	1人
メール	1人
特に利用していない	18人
未回答	11人



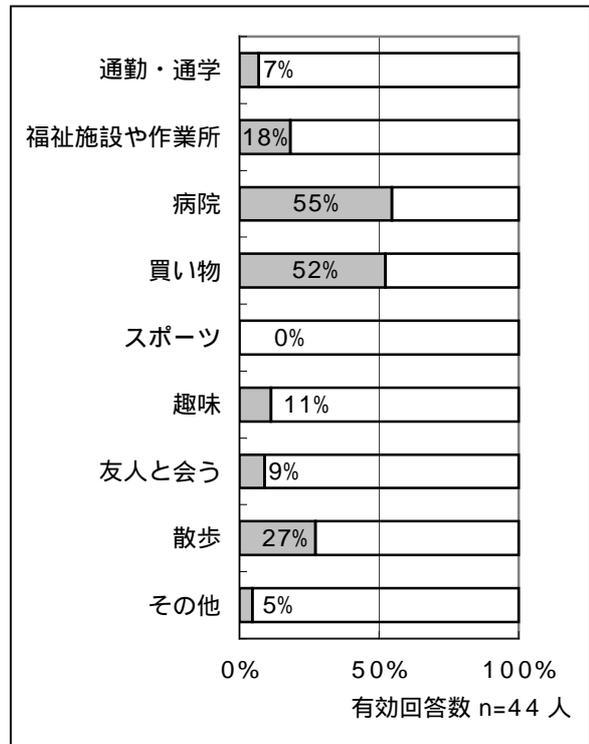
Q13 あなたはどのくらい外出しますか。(1つに)

外出頻度	回答数
ほぼ毎日	14人
週に2～3回	12人
月に2～3回	9人
年に数回	8人
ほとんど外出しない	9人
未回答	9人



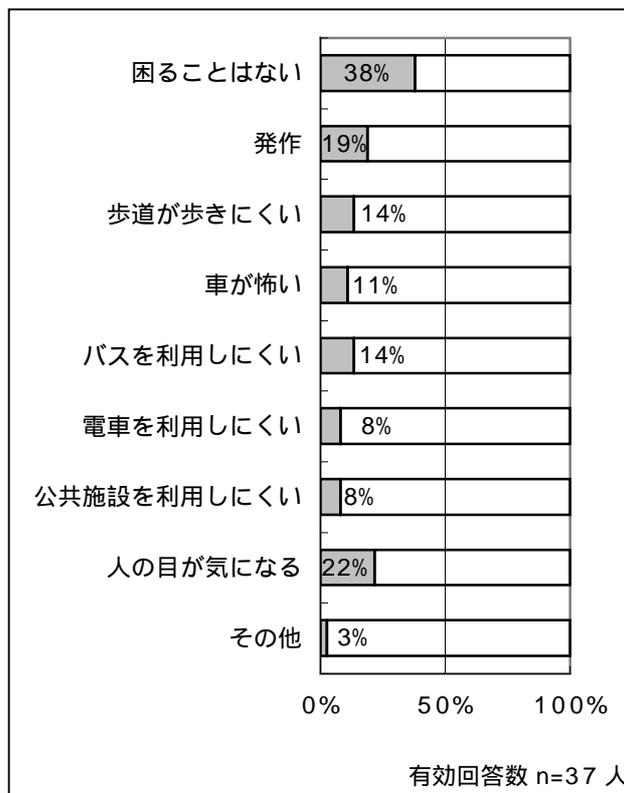
Q14 あなたの外出の目的は何が多いですか。(あてはまるもの全てに)

外出理由	回答数
通勤・通学	3人
福祉施設や作業所	8人
病院	24人
買い物	23人
スポーツ	0人
趣味	5人
友人と会う	4人
散歩	12人
その他	2人
未回答	0人



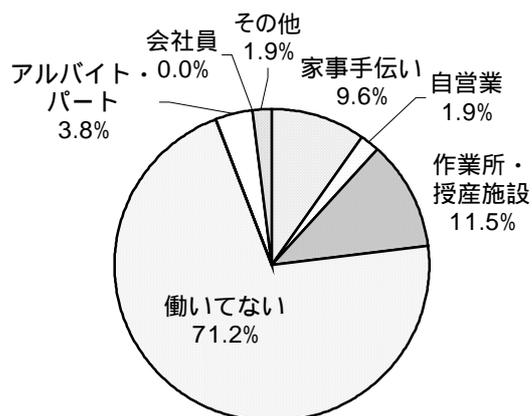
Q15 外出時に困ることは何ですか。(あてはまるもの全てに)

外出時に困ること	回答数
困ることはない	14人
発作	7人
歩道が歩きにくい	5人
車が怖い	4人
バスを利用しにくい	5人
電車を利用しにくい	3人
公共施設を利用しにくい	3人
人の目が気になる	8人
その他	1人
未回答	8人



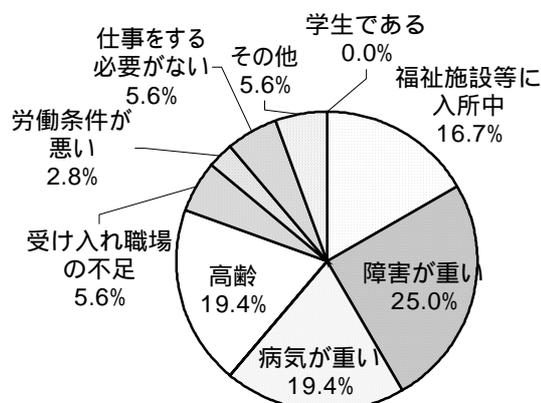
Q16 あなたは現在どこで働いていますか。(1つに)

職業	回答数
家事手伝い	5人
自営業	1人
作業所・授産施設	6人
働いてない	37人
アルバイト・パート	2人
会社員	0人
その他	1人
未回答	9人



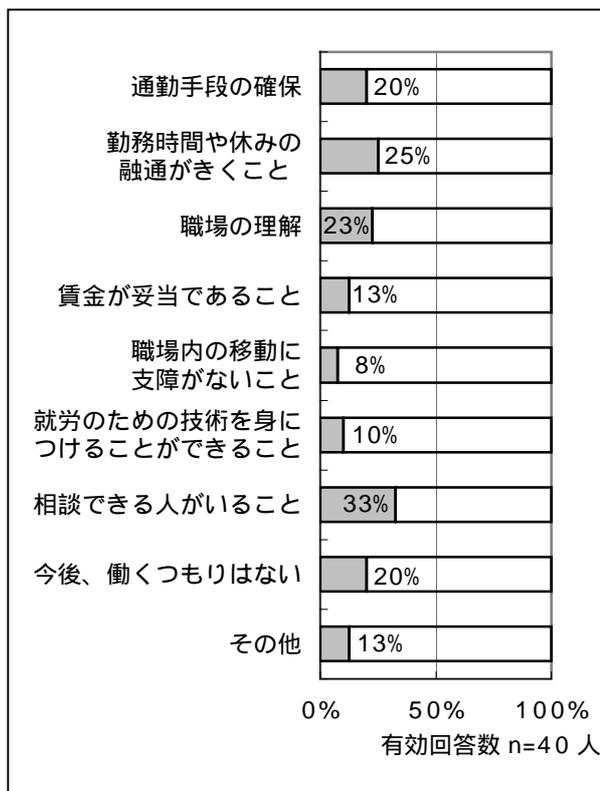
Q17 あなたが働いていない理由は何ですか。(1つに)

理由	回答数
学生である	0人
福祉施設等に入所中	6人
障害が重い	9人
病気が重い	7人
高齢	7人
受け入れ職場の不足	2人
労働条件が悪い	1人
仕事をする必要がない	2人
その他	2人
未回答	1人



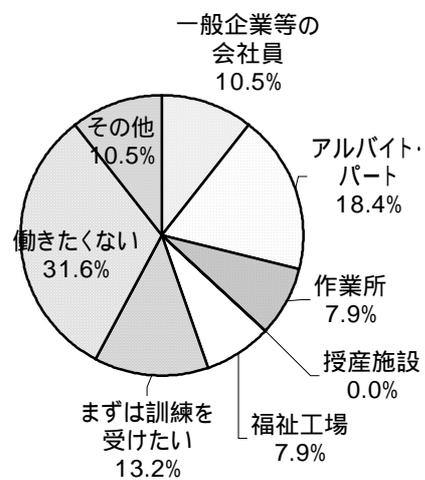
Q18 あなたが今後働く(働き続ける)には、どんなものが必要ですか。(3つ以内に)

働くための環境	回答数
通勤手段の確保	8人
勤務時間や休みの融通がきくこと	10人
職場の理解	9人
賃金が妥当であること	5人
職場内の移動に支障がないこと	3人
就労のための技術を身につけることができること	4人
相談できる人がいること	13人
今後、働くつもりはない	8人
その他	5人
未回答	21人



Q19 あなたは今後どのように働きたいですか。(1つに)

今後の希望	回答数
一般企業等の会社員	4人
アルバイト・パート	7人
作業所	3人
授産施設	0人
福祉工場	3人
まずは訓練を受けたい	5人
働きたくない	12人
その他	4人
未回答	23人



サンプル数が少ないため、大半の設問においてグラフ化は行っていません。

Q1 お子さんは何歳ですか。(かっこ内記入)

18歳未満を対象として調査を行いました。各年齢層において、3～5人の回答を得ることができました。

年齢	回答数
0～5歳	3人
6～10歳	5人
11～15歳	4人
16～17歳	3人
未回答	1人

Q2 お子さんの性別は何ですか。(一つに)

性別はほぼ半々とバランスがとれています。

性別	回答数
男性	7人
女性	8人
未回答	1人

Q3 お子さんは現在どの地域に住んでいますか。(一つに)

旧一の宮町が最も多く8人、旧阿蘇町が4人、旧波野村が2人とかたよっています。サンプル数が少ないことも影響していると考えられます。

地域	回答数
旧一の宮町	8人
旧阿蘇町	4人
旧波野村	2人
未回答	2人

Q4 お子さんの手帳に記載されている等級または判定に をつけて下さい。
(あてはまるものに)

手帳の等級や判定については未回答が多い状況です。それぞれの等級や判定に若干名いますが、4～6級と回答した人はいません。なお、この中で身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っている障害児は5名です。

身体障害者手帳		療育手帳	
等級	回答数	判定	回答数
1級	3人	A1	4人
2級	3人	A2	2人
3級	1人	B1	3人
4～6級	0人	B2	3人
未回答	9人	未回答	4人

Q5 お子さんの障害または病気の種類は何ですか。(あてはまるもの全てに)

自閉症やダウン症が他に比べ若干多いものの、傾向としては人によって障害の種類も様々です。

なお、複数の障害を持つ人は4人で、最大で3種類の障害を持つお子さんもいました。

種類	回答数
精神発達遅滞	2人
視覚障害	1人
聴覚・平衡機能・音声・言語障害	1人
肢体・運動機能障害	2人
内蔵機能障害	0人
免疫機能障害	0人
自閉症	4人
LD障害(学習障害)	1人
ADHD障害(注意欠陥・多動性障害)	1人
ダウン症	3人
てんかん	2人
染色体異常	1人
脳性麻痺	1人
その他	1人
未回答	1人

Q6 お子さんは障害または病気になってどのくらいですか。(カッコ内記入)

1年未満の1人を除けば、各年数とも3~5名が見られます。Q1との差から発症年齢を逆算すると下段の表となりますが、0歳から障害を持っている人が最も多い状況です。

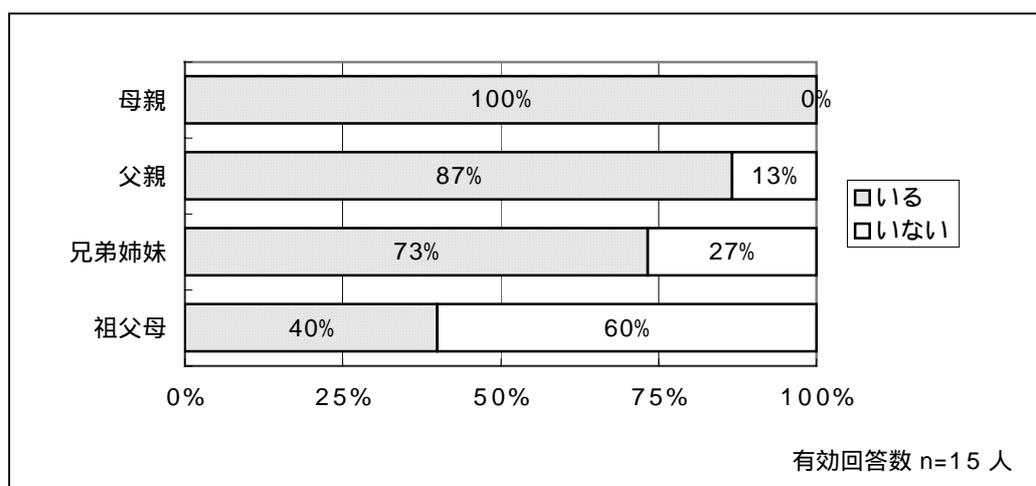
年数	回答数
1年未満	1人
1~5年	5人
6~9年	3人
10年以上	5人
未回答	2人

発症年齢	回答数
0歳	8人
1歳	1人
3歳	1人
4歳	1人
7歳	1人
10歳	1人
14歳	1人
不明	2人

Q7 お子さんは誰と一緒に暮らしていますか。(あてはまるもの全てに)

同居者は「母親」が100%と最も多く、次いで「父親」の87%、「兄弟姉妹」の73%、「祖父母」の40%となっています。

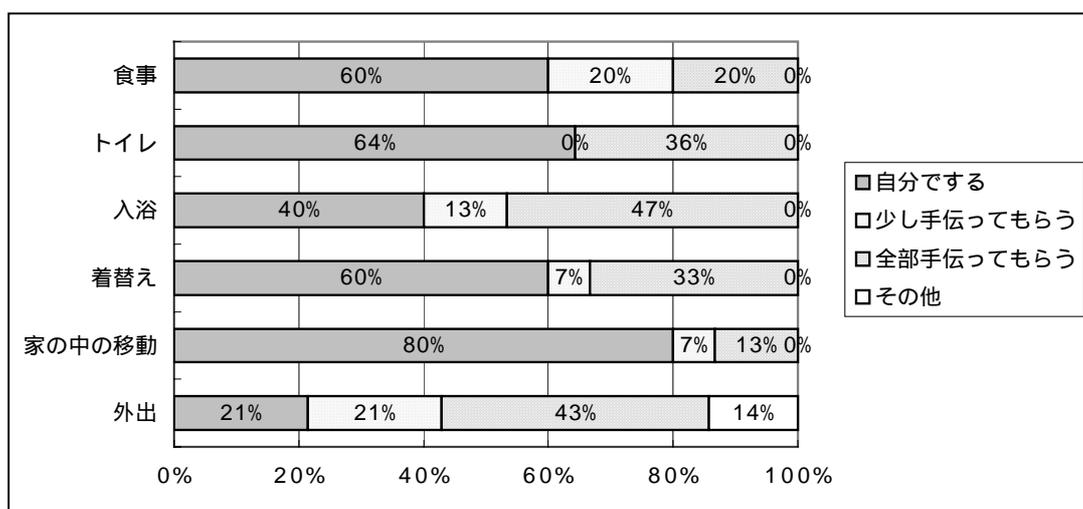
同居者	回答数
母親	15人
父親	13人
兄弟姉妹	11人
祖父母	6人
その他	0人
未回答	1人



Q8 お子さんは普段、次のことをどのようにしていますか。(それぞれ1つに)

全部手伝ってもらう割合が最も高いのは「入浴」、次いで「外出」「トイレ」の順となっています。逆に自分でする割合がもっとも高いのは「家の中の移動」、次いで「トイレ」「食事」「着替え」となっています。

「トイレ」の場合は「少し手伝ってもらう」が 0%と特徴が出ています。また、理由は不明だが「時間はかかるが一人でする」と回答した人はいませんでした。「自分でする」に含まれてしまった可能性は考えられます。



	食事	トイレ	入浴	着替え	家の中の移動	外出
自分でする	9人	9人	6人	9人	12人	3人
時間はかかるが一人でする	0人	0人	0人	0人	0人	0人
少し手伝ってもらう	3人	0人	2人	1人	1人	3人
全部手伝ってもらう	3人	5人	7人	5人	2人	6人
その他	0人	0人	0人	0人	0人	2人
未回答	1人	2人	1人	1人	1人	2人

Q9 お子さんはどなたに介助を受けていますか。(1つに)

「母親」に介助を受けているケースが圧倒的に多く、「母親」が主要な介助者であることがわかります。

「ホームヘルパー」や「施設・病院の職員」なども若干見られます。「介助の必要がない」あるいは「介助を受けていないが介助を受けたい」も若干見られます。

なお、回答数が0人の選択肢は省略しています。

介助者	回答数
母親	6人
ホームヘルパー	1人
施設・病院の職員	2人
その他	2人
介助の必要がない	2人
介助を受けていないが介助を受けたい	1人
未回答	2人

Q10 介助をされている方の健康状態はいかがですか。(1つに)

本設問は、Q9で「母親」などの親族を回答した人のみが答える設問です。「健康である」の3人に対し、「あまり健康ではない」が2人となっています。「病気がち」は0人となっていますが、これについては回収できなかった分に含まれている可能性も十分に考えられます。

介助者の健康状態	回答数
健康である	3人
あまり健康ではない	2人
病気がち	0人
わからない	0人
その他	0人
該当者中の未回答	2人

Q11 お子さんは現在、機能訓練・療育を受けていますか。

「受けている」の5人に対し、「受けていない」が9人となっており、概ね3人に1人は何らかの機能訓練・療育を受けていると考えられます。

機能訓練・療育	回答数
受けている	5人
受けていない	9人
未回答	2人

Q12 機能訓練・療育はどのくらいの頻度で受けていますか。(カッコ内に記入)

本設問は、Q11で「受けている」と回答した人のみが答える設問です。月に概ね1~4回程度受けている状況が伺えます。

頻度	回答数
月1回	1人
月2回	1人
月3回	0人
月4回	2人
該当者中の未回答	1人

Q13 どのような機能訓練・療育を受けていますか。(あてはまるもの全てに)

本設問は、Q11で「受けている」と回答した人のみが答える設問です。「理学療法」が1人、「言語療法」が2人となっています。

療法	回答数
理学療法	1人
作業療法	0人
言語療法	2人
心理療法	0人
その他	0人
該当者中の未回答	2人

Q14 保護者の方は、お子さんの将来(成人後)について、どのような進路を希望されますか。(1つに)

将来の進路に関する保護者の希望としては「作業所・授産施設」が最も多く、次いで「会社員や官公庁の職員」、「施設等へ通所」となっています。また「わからない」とする回答者も3人みられます。

なお、元データを確認したところ、「作業所・授産施設」の回答者5人の内訳は、療育手帳の判定がA1～B1に該当しているのが4人、身体障害者手帳と療育手帳の両方を持っているのが1人でした。なお、「未回答」を除く回答数が0人の選択肢は省略しています。

進路(保護者希望)	回答数
会社員や官公庁の職員	3人
作業所・授産施設	5人
施設等へ入所	1人
施設等へ通所	3人
自宅で療養	1人
わからない	3人
未回答	0人

Q15 保護者の方は、お子さんの将来(成人後)について、どのような暮らしを希望されますか。(1つに)

将来の暮らしに関する保護者の希望としては「現在の家族と一緒に暮らす」と「わからない」がともに6人と最も多くなっています。

一方で、「一人で自立して暮らす」、「配偶者を得て暮らす」、「知人や友人と暮らす」、「施設へ入所して暮らす」も若干見られます。

将来(保護者希望)	回答数
現在の家族と一緒に暮らす	6人
一人で自立して暮らす	1人
配偶者を得て暮らす	1人
知人や友人と暮らす	1人
施設へ入所して暮らす	1人
わからない	6人
その他	0人
未回答	0人

Q16 お子さんは、自身の将来（成人後）について、どのような進路を希望していますか。（1つに ）

将来の進路に関する本人の希望としては、「未回答」を除けば「わからない」が3人と最も多く、Q15で保護者が回答したような具体的なものはほとんどありません。「未回答」が非常に多く、本人の意思を確認できないものと考えられます。なお、回答数が0人の選択肢は省略しています。

進路（本人希望）	回答数
自営業	1人
わからない	3人
未回答	12人

Q17 お子さんは、自身の将来（成人後）について、どのような暮らしを希望していますか。（1つに ）

将来の暮らしに関する本人の希望としては、「未回答」を除けば「現在の家族と一緒に暮らす」が3人と最も多く、次いで「わからない」の1人となっています。「未回答」が非常に多く、本人の意思を確認できないものと考えられます。なお、回答数が0人の選択肢は省略しています。

将来（本人希望）	回答数
現在の家族と一緒に暮らす	3人
わからない	1人
未回答	12人

2.阿蘇市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	名称	職名	備考
小嶋 維男	阿蘇市議会文教厚生委員会	委員長	
田中 則次	阿蘇市議会文教厚生委員会	副委員長	
福島 鐵治	阿蘇市区長会	会長	
國武 香	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	
山部 康男	阿蘇市身体障害者福祉協会	会長	
岡田 留里子	阿蘇市精神障害者家族会	会長	
坂梨 雪春	のびのびハウス親の会	会長	
池邊 公生	阿蘇市教育委員会	委員長	
江口 俊治	阿蘇市社会福祉協議会	事務局長	
岩永 貴美子	時計台	施設長	
宮崎 俊史	身体障害者療護施設たちばな園	主任生活支援員	
坂梨 久信	くんわ地域生活支援センター	センター長	
宮本 誠一	夢屋プラネットワークス	代表	
後藤 義行	阿蘇市身体障害者相談員	相談員	
佐藤 ユイ	阿蘇市知的障害者相談員	相談員	

委員長 副委員長

3.策定の経緯

開催日等	策定経過
平成18年 7月 11日	第1回 策定委員会
	・策定の趣旨・項目・スケジュール等説明
8月 1日	アンケート調査の実施
~ 11日	・障害種別毎にアンケート調査を実施
9月 5日	第2回 策定委員会
	・アンケート調査結果報告、関係機関説明等
12月 26日	第3回 策定委員会
	・素案の検討
平成19年 1月	パブリックコメント

4.障害福祉関連機関一覧

種別	名称	住所	電話番号
居宅介護事業所	阿蘇ホームヘルプ	阿蘇市一の宮町 宮地121番地	0967-22-0500
	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 一の宮居宅介護事業所	阿蘇市一の宮町 手野963番地1	0967-22-4776
	社会福祉法人 阿蘇市社会福祉協議会 阿蘇居宅介護事業所	阿蘇市内牧 976番地2	0967-32-1127
児童デイサービス事業所	くんわ障害児デイサービス 事業所	阿蘇市黒川 406番地	0967-35-5211
短期入所事業所	くんわ短期入所事業所	阿蘇市黒川 431番地	0967-34-1100
短期入所事業所	たちばな園短期入所事業所	阿蘇市三久保 715番地	0967-32-2100
共同生活援助事業所	医療法人 高森会 グループホーム事業所	阿蘇市一の宮町 宮地115-1	0967-22-0525
	グループホームりんどう	阿蘇市一の宮町 宮地3189番地1の1	
	阿蘇くんの里 共同生活援助事業所	阿蘇市黒川 431番地	0967-34-1100
	青葉荘	阿蘇市一の宮町 坂梨870番地	
	希望荘	阿蘇市永草 2625番地	
	治誠寮	阿蘇市黒川 431番地	
	飛鳥	阿蘇市赤水 1895番地3	
	グリーンハウス	阿蘇市内牧 452番地	
くんわホーム	阿蘇市黒川 403番地2		
相談支援事業所	くんわ相談支援センター	阿蘇市黒川 406番地	0967-35-5211
	時計台	阿蘇市一の宮町 宮地141番地	0967-22-5505
知的障害者授産施設	阿蘇くんの里	阿蘇市黒川 431番地	0967-34-1100
身体障害者療護施設	たちばな園	阿蘇市三久保 715番地	0967-32-2100
地域活動支援センター	時計台	阿蘇市一の宮町 宮地141番地	0967-22-5505
	阿蘇きぼうの家	阿蘇市内牧 205番地	0967-32-5922
	夢屋	阿蘇市一の宮町 宮地1950番地	0967-22-3372
知的障害者福祉工場	くんわ技研	阿蘇市黒川 396番地	0967-34-2222
地域療育センター	阿蘇地域療育センター (くんわ生活支援センター内)	阿蘇市黒川 406番地	0967-35-5211

名称	住所	電話番号
阿蘇地域振興局保健福祉環境部福祉課（阿蘇福祉事務所）	阿蘇市一の宮町 宮地2402番地	0967-22-1111
阿蘇保健所	阿蘇市内牧 1204	0967-32-0535
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町 宮地2318番地3	0967-22-8609
阿蘇市社会福祉協議会	阿蘇市内牧 976番地2	0967-32-1127
阿蘇市役所福祉課（阿蘇市福祉事務所）	阿蘇市一の宮町 宮地504番地1	0967-22-3145